

平成 2 5 年旭市議会第 1 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 5 年 3 月 1 2 日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	2
委員外出席者	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	3 2
所管事項の報告	3 5
閉会	3 8

文教福祉常任委員会 平成 2 5 年 3 月 1 4 日（木）

付議事件	4 1
出席委員	4 2
欠席委員	4 2
委員外出席者	4 2
説明のため出席した者	4 2
事務局職員出席者	4 3
開会	4 4
議案の説明、質疑	4 5
議案の採決	8 9
所管事項の報告	9 4
請願の審査	9 7
請願の採決	9 9

閉会	1 0 0
----	-------

総務常任委員会 平成 2 5 年 3 月 1 5 日（金）

付議事件	1 0 3
出席委員	1 0 3
欠席委員	1 0 3
委員外出席者	1 0 3
説明のため出席した者	1 0 4
事務局職員出席者	1 0 4
開会	1 0 5
議案の説明、質疑	1 0 6
議案の採決	1 3 6
所管事項の報告	1 3 8
閉会	1 4 2

建設経済常任委員会

平成25年3月12日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成25年3月12日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 5 号 平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第12号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第19号 旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第20号 旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
- 議案第22号 旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 議案第26号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 市道路線の認定及び変更について
- 議案第44号 指定管理者の指定について

出席委員（6名）

委員長 平野 忠 作

委員 嶋田 茂 樹

委員 滑川 公 英

副委員長 宮澤 芳 雄

委員 日下 昭 治

委員 林 七 巳

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議 長 林 俊 介

説明のため出席した者（１９名）

副 市 長 増 田 雅 男
農 水 産 課 長 大久保 孝 治
都市整備課長 伊 藤 恒 男
水 道 課 長 新行内 弘
そ の 他 担 当 員 １１名

商工観光課長 堀 江 隆 夫
建 設 課 長 北 村 豪 輔
下 水 道 課 長 加 瀬 喜 久
農 業 委 員 会 長 加 瀬 恭 史
事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋
主 査 榎 澤 茂

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

その前に、去る2月9日、逝去されました元市議会議員の嶋田哲純議員、嶋田議員は、副議長、建設経済常任委員長、そして市議会議員となりましても建設経済常任委員会で長らく活躍されてきました。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

3月も半ばになりまして、日差しの長さやぬくもりを感じるきょうこのごろでございますけれども、朝夕の寒暖の差がまだまだあります。委員の皆様方におかれましては、健康管理に十分ご留意をされるようよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より、傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。また、昨日行われました震災2周年追悼式にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

今、委員長からお話がありましたけれども、このところ天候も本当に不安定でございま

す。どうか健康に留意されまして、委員の皆様方にはご活躍をお願い申し上げたいと思います。

本日、付託いたしました議案は15議案であります。その15議案を審査していただくことになっておりますので、どうぞよろしく審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代える次第でございます。平野委員長、よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作）　ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男）　おはようございます。

初めに、先ほど委員長が申し上げましたが、去る2月9日にご逝去されました嶋田哲純議員に対しまして、謹んでご冥福をお祈りいたします。

また、昨日は東日本大震災の2周年追悼式にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたします議案は、平成25年度の予算関連議案が4議案、平成24年度の補正予算関連議案が3議案、条例の制定議案が4議案、条例の一部改正議案が2議案、それと市道路線の認定及び変更が1議案、指定管理者の指定が1議案の計15議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

○委員長（平野忠作）　ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作）　ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る2月28日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成25年度旭市農業集

落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、市道路線の認定及び変更について、議案第44号、指定管理者の指定についての15議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第1号につきまして、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、予算書の154ページをご覧くださいと思います。

6款1項3目農業振興費、説明欄1番の農業振興事務費の19節負担金補助及び交付金のうち、いきいき旭・産業まつり補助金400万円とふるさとまつり・ひかた補助金300万円につきましては、平成25年度については文化の杜公園会場で合同開催となりました。今後、両実行委員会合同で運営等詳細は検討してまいります。予算としては別々に計上させていただいたものでございます。

続きまして、157ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄9、園芸生産強化支援事業の19節負担金補助及び交付金1億2,648万円のうち、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金1億2,273万円は、施設建設、管理機の整備事業20件及び被覆材の張り替え等のリフォーム事業8件の事業費に対して、県が4分の1、市20分の1の補助をするものでございます。

次に、説明欄11、市民農園事業について、次の158ページをお願いいたします。

15節工事請負費75万円でございますが、これにつきましては、鎌数地先の市民農園の福祉

区画ウッドデッキが老朽化により危険なため改修するためのものがございます。

続きまして、159ページをご覧くださいと思います。

説明欄13、農産加工施設維持管理費のうち18節備品購入費160万円でございますが、萬歳地先にあります農産物処理加工センターでみそ加工等に使用する発酵機2台、蒸し器用かまど2台、それぞれ老朽化により使用不能となっておりますので、新たに購入をさせていただくものがございます。

続きまして、160ページをお願いいたします。

説明欄16、地域農業経営再開復興支援事業でございます。

本日、お手元にお配りさせていただきました資料のうち、タイトルが「皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか」というものがございます。これにつきましては、2月の上旬より、4地域におきまして、人・農地プランの説明会ということで配らせていただいた資料でございます。

これにつきましては、中ほど、2番にございますが、「人・農地プランには、様々なメリットがあります」、この中で、3つございます青年就農給付金、それと農地集積教育力金、スーパーL資金の5年間無利子化、これらを有効活用するために、年度内といいましてももう少しですが、3月中に、一度、市としての計画を策定いたします。その中には、認定農業者、規模拡大を目指す方たちは、取りあえず受け手のみという形ですが、プランを策定いたします。

といいますのも、国の補助事業等が、人・農地プランに位置づけを前提とするものがかなり出ております。農家の方たちの支援をするためにも、こういった事業をうまく活用していただくために、取りあえず策定をするものがございます。

予算ですが、平成24年度で策定したものに対しまして、新年度におきましては、出し手、いわゆる農地の貸し手とお話がまとまりましたならば、それらを補正するための予算といたしまして、52万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、161ページ、次のページでございます。

説明欄1番、農地事務費のうち19節負担金補助及び交付金の中の一番上でございますが、大利根用水地区国営施設機能保全事業推進協議会負担金20万円、これは新規でございます。

昨年11月に協議会を立ち上げまして、これは、いわゆる国営の用排水施設のうちのストックマネジメント事業と申しまして、ポンプの改修等々を含めまして、平成26年度採択を目標に、今、協議会を立ち上げて進めているものです。

事業といたしましては、平成26年度から平成35年度までの10年間、事業規模はおおむね30億円というものを予定しております。

ちなみに、補助率は国が3分の2でございます。残りの3分の1につきましては、地元負担、これは、大利根土地改良区、干潟土地改良区、それと構成2市2町の負担ということで予定しております。

続きまして、165ページをお願いいたします。

2項1目林業総務費、説明欄3番、減災林整備事業2,044万4,000円は、減災効果のある海拔6メートルを基準とする減災盛り土による保安林整備について、災害復興基金を活用して、整備を進めるもので、平成25年度は井戸野浜地先に290メートル整備を予定しております。

次に、166ページをお願いいたします。

3項1目水産業総務費、説明欄2番、水産業総務費のうち19節負担金補助及び交付金の一番下にあります水産朝市補助金100万円でございますが、12月14日に開催されました水産まつり実行委員会において、平成25年度からは、水産まつりにかわり、飯岡漁港で水揚げされる魚介類を旬の時期にPRするため、海匠漁協の青年部ですが、魚介類の漁獲状況等で開催時期を見定めまして、水産物に特化して年1回開催しております水産朝市を拡充し、年2回の開催とするということでございます。旭市の水産業をPRしていくことを目標としておりますので、1回100万円の事業費が2回分、2分の1助成でございますので、100万円の予算を計上させていただいたものでございます。

次に、167ページのうち、2目1項、説明欄の1番、地域水産物供給基盤整備事業でございます。

こちらにつきましては、隔年でございますが、漁礁を設置いたしてまいりました。平成14年度からずっと続けてまいったわけですが、漁協との協議の中で、震災後に、ダイバーを入れまして、漁礁の状況を確認しましたところ、何ら問題なく機能はしているということでございますので、5回を予定しておりましたものは4回でストップいたします。そのために、国に対しての申請の必要な部分として、漁場の造成効果調査を実施するためのものでございます。

続きまして、3目漁港管理費、説明欄1番、みなと公園管理費449万5,000円につきましては、従来のみなと公園の管理に加え、公園南側で県漁港事務所が整備してまいりました親水型防波堤が完成し、4月から上部の親水施設を今後、県と締結する管理協定書に基づきまして管理するために必要な照明灯の電気料金、清掃業務委託料、修繕料等として新たに62万

4,000円ほどを経費として見込んだものでございます。

これにつきましても、お手元に配付してございます資料のうち、親水施設管理業務対象施設というものがあろうかと思えます。こちらをご覧いただきたいと思えます。

概要でございますが、ここに記載のとおり、上部コンクリートが延長183.7メートルです。転落防止柵につきましては、腰高1.1メートルを695.3メートルで囲うというものでございます。門扉につきましては、それぞれ3か所ございます。それと、進入防止柵につきましては、4か所予定しております。車等々が入れないようにするためのものでございます。それと、照明設備は7基予定してございます。これにつきましては、時間を制限して、消灯の予定をしてございます。救命設備、これは浮き輪でございますが、7か所ほど設置をしております。それと、これは漁港内部でございますけれども、転落した場合のはしごを3か所設置してございます。看板等々を設置いたしまして、事故防止に努めていく予定でございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりといたします。ありがとうございました。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課関係で、全員協議会で説明しました以外の主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

最初に、歳入関係で27ページをお目通しいただきたいと思えます。

27ページ、この中に14款2項4目労働費県補助金658万3,000円を計上させていただきました。これにつきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金でございます。本年度につきましては、重点分野であります震災等緊急雇用対策事業としまして、仮設住宅の管理人の設置を予定しております。

なお、この緊急雇用創出関係の事業は、平成21年度から始まりまして、本年24年度まで4年間につきまして、26事業、約2億1,000万円、延べ人数で170人の新規雇用を図ることが実績として出ております。

続きまして、36ページをお目通しいただきたいと思えます。

36ページの中段あたりに19款5項3目雑入で、説明欄24番がございます。これにつきましては、長熊釣堀センター収益繰入金230万円、実は、長熊釣堀センターは4月から指定管理者制度の導入を予定してございます。その際の収益金の見込額を230万円計上させていただきました。

あと、歳出関係につきまして、主なものを説明させていただきます。

飛びまして、172ページをお目通しいただきたいと思えます。

172ページ、説明欄2のところに中小企業金融対策事業ということで計上させていただきました。これにつきましては、市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たりまして、市から市内の6の金融機関に1億円を預託しまして、その10倍、10億円を限度として運用させていただくものでございます。中小企業の資金繰りの悪化から、経営基盤の強化を図れるよう経済対策の一環として実施させていただくものでございます。

さらに、説明欄の3のところに制度資金利子補給事業を計上させていただきました。これにつきましては、制度資金に係ります利子補給で、上限を3.5%として計上させていただいております。

さらに、174ページをお願いいたします。

3目観光費6,352万6,000円でございます。前年から比べますと、1億978万2,000円の減額となっております。これにつきましては、昨年度、長熊釣堀センターの管理費で1,714万2,000円、国民宿舎施設解体事業で9,800万1,000円、これらを計上させていただいたために大きく来年度減額させていただくものでございます。

最後に、177ページをお願いいたします。

説明欄4のところに観光施設整備事業567万円を計上させていただきました。これにつきましては、旧食彩の宿いいおか荘の施設の修繕等に係ります実施設計委託料を計上させていただきました。調査・設計委託料で567万円を計上、なお、本年度の業務で食彩の宿いいおか荘現況構造検証調査を現在実施しております。委託先の建築士のほうからは、中間報告としまして、本館、新館の各棟あるいは施設器具、配管、配線等につきまして、改修等は必要であるものの、使用可能というような中間報告いただいていることをご報告させていただきます。

以上で、商工観光課関係の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第1号、建設課所管の補足説明を申し上げます。

180ページから土木費になります。

183ページをご覧くださいと思います。

道路橋梁総務費の説明欄1、道路橋梁事務費13節委託料です。これは平成24年度の事業分の道路台帳の補正業務を計上してございます。

続きまして、184ページをお願いいたします。

説明欄 2、道路維持補修事業です。13節の委託料は、道路の緊急補修用として年間契約をあらかじめ締結して補修するもので、ほかに、15節道路舗装改修工事と説明欄 3、交通安全施設維持補修工事を計上してございます。

次に、185ページをお願いいたします。

説明欄 2、道路新設改良事業です。15節に本年度予定しております工事の請負費がござい
ます。道路舗装改修工事と併せて毎年100本ぐらいの工事を行っております。

次に、186ページ、説明欄 3、蛇園南地区流末排水整備事業です。工事は、前年度の継続
で、市道 1-050号線、通称親不孝通りを社会資本整備総合交付金事業で約470メートル、市
単独分で国道126号歩道部分に約229メートル、県道飯岡片貝線に約280メートルの工事を計
画しております。総計では約979メートルになります。

続きまして、説明欄 4、旭中央病院アクセス道整備事業です。南北線の国道126号旭警察
署東側から東総広域農道までの調査、測量、設計を行います。

続きまして、説明欄 5、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。用地買収、物件補償を
継続して行います。工事箇所は、U-013号線の海上野球場駐車場からテニスコートまでの
区間約240メートルと、還来寺から大坂までの約500メートルの区間、市道U-0107号線の大
坂から約80メートルの区間の舗装工事を今年度計画しております。

次に、187ページ、説明欄 6、南堀之内バイパス整備事業です。県道多古笹本線から県道
大栄栗源干潟線を結ぶ道路でございます。用地買収、物件補償を継続して行いながら、工事
箇所は県営住宅北側台地から県道大栄栗源干潟線までの約500メートルの下層路盤までの工
事を計画しております。

続きまして、説明欄 7、津波避難道路整備事業です。東日本大震災の被害を受けた地域の
復興を目的として、津波避難道路を建設いたします。現在、3路線の整備予定ですが、先行
して、飯岡地区、矢指地区の2路線の測量、調査、設計業務委託を復興交付金で整備する予
定でございます。残る1路線の富浦地区につきましては、先行した2路線の進捗状況により
まして、社会資本整備総合交付金等で整備を考えております。

次に、188ページ、説明欄 1、橋梁維持補修事業です。本年度は、駒込橋上部工の全面塗
装塗り替え工事と床版防水工事、井戸野紫陽花橋の橋梁の補修工事、鎌数谷丁場橋の上部全
面塗装塗り替え工事、市役所東側天神橋の上部工と橋台の補修工事、西足洗無名橋の5橋の
補修工事を橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、計画的に修繕を行っていきます。

最後になりますが、飛びまして277ページをお願いいたします。

災害復旧費説明欄 1、道路橋梁災害復旧費19節負担金補助金及び交付金です。これは、東日本大震災により被災した私道復旧事業の補助金です。平成26年 3 月31日までに申請を済ませていただきまして、工事を完成させる必要がございます。

以上で、議案第 1 号、建設課所管の予算補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 議案第 1 号につきまして、都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。予算書の190ページをお願いします。

8 款 3 項 2 目、説明欄 1 の街路維持管理費の一番下段になりますが、15節の工事請負費 630万円は、J R 千潟駅前駐輪対策として、西側にある公園の一部を駐輪場として、整備を予定するものでございます。

続きまして、次の191ページの説明欄 2、街路整備事業、谷丁場遊正線は、3,509万8,000円を計上したもので、主な内容は市役所通りとの交差点部の改良並びに附帯工事として南側への取り付け道路の整備を行うものでありまして、平成25年中の完成を予定しているものでございます。

なお、この事業は合併特例債を充当するものでございます。

次に、説明欄 3、旭駅前広場等整備事業、19節の負担金補助及び交付金1,075万5,000円は旭駅前線整備事業における千葉県への負担金でございます。負担率は基本協定に基づきまして13.5%、なお、物件移転の関係で工事が遅れておりましたけれども、7月末までには歩車道の形態は完了する見込みでございます。

次に、192ページです。公園費でございます。

説明欄 1 は、公園維持管理費に7,776万7,000円を予定いたしました。主なものは、13節の委託料4,198万4,000円でありまして、私どもで管理しております17か所の公園並びに海岸トイレ 3 か所の維持管理費でございます。

次に、説明欄 2 のあさひ健康パーク維持管理費は、2,513万円を予定したものでありまして、震災復旧後、市の直営に伴う経費であり、主なものは施設の維持管理費と臨時職員 6 名の賃金等でございます。

少し飛びまして、197ページをお願いいたします。

8 款 4 項 1 目住宅管理費、説明欄 6 の住宅建築物耐震化促進事業は、住宅耐震改修補助金に400万円、住宅耐震診断補助金に40万円を予定したものでありまして、それぞれ10件を見

込んだものでございます。

次の198ページをお願いします。

説明欄9の仮設住宅管理費451万2,000円は、仮設住宅の貸与期間の延長に伴う経費として予定したものでございます。

次のページで、説明欄10、緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業658万3,000円は、昨年に引き続きまして県の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、管理人3名を雇用するための経費でございます。

なお、仮設住宅の入居者の減に伴いまして、管理人につきましては、昨年より1名減といたしてございます。

同じページの2目住宅建設支援費の説明欄2の被災者住宅再建資金利子補給事業1,900万円は、被災者が住宅の再建資金のために金融機関から借り入れた場合、その利子を補助するものでございまして、借入見込みの件数を220件と想定したものでございます。

最後になります。211ページをお願いいたします。

一番下になりますが、9款1項3目、災害対策費の説明欄4、市街地液状化対策事業6,800万円は、復興交付金事業として昨年の第2回定例会の補正におきまして債務負担行為をお願いしたもので、平成24年度からの2か年継続事業で液状化対策の調査を行っているものでございます。

都市整備課からは、以上でございます。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 申し訳ありません。先ほどの説明で一部間違いがありました。172ページをお願いいたします。

先ほど172ページで、説明欄3、商工振興費の中の制度資金利子補給事業の上限を「3.5%」と説明したということです。すみません、上限を「2.5%」で修正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） これは、労働費も入るのですよね。

労働費だから、148ですか、職業相談室運営支援事業というのがありますよね。それは、

この字のごとくだと思いますけれども、その辺、相談室ということですので、例えば賃金を払って行うわけですが、相談に当たる人はどのような方が当たっているのか、相談がどのくらいあるのか、参考をお願いできればと思います。

それと、農水産課長、いきいき旭・産業まつりと干潟地区のふるさとまつり・ひかたが合同開催の予定だと今お話を聞きました。本会議でも聞いたわけですが、その中で、予算は別々に計上されているということで、700万円ほどありますよね。合同開催ということになると、多分700万円は必要でなくなるのではないかと思いますけれども、その辺は今後の検討を加えて実行委員会で協議されていくものだと思いますけれども、そういうことでの理解でよろしいでしょうか。

その辺をお願いします。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、委員ご質問の職業相談室でございます。これにつきましては、ご承知のように商工観光課の隣でございます。

ここの相談を受ける職員でございますけれども、銚子公共職業安定所、いわゆる国の機関のハローワークから5名出向していただきまして、そこで相談を受けているのが現状でございます。週月曜日から金曜日まで、毎日、受け付けをしてございます。ちなみに、相談件数は、手元の資料では年間1万1,404件という数字が出ております。

賃金の関係でございます。これにつきましては、実は受け付けの職業を市のほうから1名派遣しております。当初、この職業相談室を設置する時に、国と市で併せて、旭市で職業相談をやろう、国も協力するということで、国から職員を出す。それと、市のほうから、1名、受け付けの職員を出してほしいということで、1名、市のほうで負担をさせていただいているということでございます。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 委員おっしゃいますように、700万円、両方ございますけれども、これは、旭の産業まつり、今年度、実施しましたものの反省点も踏まえまして、両方据え置きというような形で計上させていただいております。

無論、今後、両実行委員会の内容を検討していく中で、それぞれ700万円の中でおさめていただくような形では考えておりますが、一番反省点でも大きかったものは音響でございます。放送設備が、届かなかった部分がかなりあったということでしたので、昨年、早速、ま

つりの後の対応としまして、音響関係に聞きましたらば、何百万円単位で追加というようなお話がございましたので、財政との協議の中では、とりあえず合同開催とは言いながらも、予算は据え置いていただいたものでございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今のところですけれども、いきいきまつりは、今までだと3か所あって、そのほかに飯岡の港まつりもあったのですが、これを計上していないということは、朝市2回で100万円で、ここも、旭市が、400万円、あと300万円、300万円だったのですけれども、これも400万円と300万円ということであれば、将来的には全て統一したまつりにするという前提でこのような予算をつくっているのですか。それが1つです。

あと、堀之内バイパスと中央病院の北進のバイパス、この工程はもう何年ぐらいすれば完成するのかをお聞きしたいと思います、その2点につきまして。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 確かに、昨年の反省会の中で、近い将来というお話で統一したいというご発言を市長のほうからさせていただきました。

ただ、平成25年度の予算につきましては、将来を統一するといったもので編成してございません。従来どおりの3つのまつりをそれぞれ開催するという内容でございます。

ただし、委員おっしゃいますように、旭市につきましては、昨年より四十数万円ほど減額となっております。これにつきましては、実績を重視ということで400万円とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、何年かということですが、中央病院は、前にもお答えしたように、あと2.3キロ残っていますので、前と同じような回答になってしまうのですけれども、合併特例債のきく七、八年の期間には完成させたいと思います。

あと、南堀之内は、どうしても強固な方が1名おまして、この方次第なのですけれども、その方が起点と中間と終点の一番いいところに持っていますので、その方次第なので、その方がどうするか。地元の方でもあまり親しい方もおられませんし、また誰かいい方がおられれば、お力になっていただければと思うのですが、その方にいい方が今のところ誰も見当た

らない状況で、行けばお話し合いはしてくれるのですけれども、また当初の干潟町のときの反対した状況にまた戻っている状況で、ちょっと困っているのです。

ここで何年ということは言えませんが、なるべく早く鋭意努力したいと思っておりますけれども、堀之内はそうです。

中央病院は、あと七、八年、取りあえずルート変更も考えたのですけれども、平成24年度は、せっかくやってあるルートを生かして、例えばルートを変えても必ず反対者はいると思いますので、当初のルートに戻りまして、用地買収、調査を始める。

仮に、どうしてもその方がだめであれば、暫定的に改正することも可能ですので、平成25年度から用地買収に入って、あと七、八年ぐらいで開通していくような形で頑張っていきたいと思っております。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 産業まつりのほうは、今年は日程がとれなかったということで、旭市と干潟が一緒にやるけれども、今、課長の答弁だと、来年はまた3つということで考えてよろしいのですか。

水産まつりや朝市ということでこれからもどんどんやっていく。水産まつりは、今までみたいに行かないということでしょうか。

道路につきましては、正直な話、あそこまで、例えば中央病院のバイパスにしましても、堀之内線にしてもすごく求めている人が多いのです。ですから、そこを最大限、優先順位をナンバーワンにしてやっていただきたいと思ひまして、今、発言している状態なのです。

特に、工業団地も含めて、干潟地区で設計図まで決まったのが、買収ができないからどんどん進んでいけないというような話ですけれども、その辺は、地元の議員とかも動員してもらひまして、誠心誠意、ぜひ進めていただきたいと思うのです。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 産業まつりにつきましては、11月4日、干潟を予定してございましたのですが、一般質問でもお答え申し上げましたが、ちょうど文化祭と重なりまして、前日の準備をする場所がないということと、あと会場でございます干潟中学校の日程、都合がつくのもそこまででしたので、取りあえず4日開催を断念して、17日、平成25年度に限っては旭市と合同での開催ということでございました。

なお、平成26年度につきましては、平成25年度の反省会を持って、また再度検討するとい

うご回答をさせていただいております。

それと、水産朝市につきましては、まつりは、一応中止といたしますか、取りやめになります。

それで、漁協の青年部主催での水産朝市は、とりあえず平成25年度は年2回を予定したものでございます。

なお、漁協の意向といたしましては、2回開催したものを受けまして、好評であれば、また海の状況を考えながら、回数を増やす意思もございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この事業は主要事業になっております。主要事業になっていないからほかの事業はやらないということではございませんけれども、特出しの主要事業になっておりますので、これからも頑張つてやりたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 先ほど飛んで分からなかったのですが、建設課長にお聞きしたいのですが、蛇園南地区の排水整備事業は平成25年度でこれだけの事業をかなりやりますよね。そうしますと、あと飯岡西部土地改良区域内は多分その中でやるようなお話を以前されたわけでございますけれども、平成25年度の事業が順調に進むことになると、その部分を残してほぼ区域に入る予定になりますか。それ以外にまだ残っている部分があれば、またお願いしたいと思います。

それと、連絡道の関係でございますけれども、今、工事箇所の上部部分は舗装工事がメインで、あと土地の取得であるという話でございますけれども、この後また補正のほうで土地の公有財産の購入費8,000万円減額しますよね。平成24年度分の減額補正です。全体で1億1,200万円するのですけれども、8,000万円を平成24年度で減額して、平成25年度は3,200万円ですよね。そうしますと、平成24年度予定していた部分とではかなり減る部分が多いと思うのです。というのは、それだけ取得が難しいということの判断なのかなと思います。あるいはまた、ここの中で補償の補填及び賠償金は減額から比較するとかなり多くなります。その辺をもう少し具体的に、説明をお願いできればと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 蛇園南地区の排水の関係ですけれども、これは、あくまでも補助金

がついた場合、この予定どおりにいきますので、委員が言われたように、残り分は三川西部の部分が主になると思います。

ただ、補助金も、あくまでも要望ですので、つかなかった場合は、補助事業分は470万円計上してございますけれども、延長が短くなるので、恐らく全額つくことは不可能だと思いますけれども、一応、要望はこれを出してありますので、つけばこれだけの工事は施工できますけれども、恐らく残ると思うのです。残っても、あと何年かのうちにはこの分は終わりますので、委員が言われたように、主に残る部分は三川西部に中の土地だと思います。

あと、連絡道の関係ですけれども、用地費が減ったということで、用地費は、予算は年度中に申請いたしますので、ダブルというか、例えばAさんと今交渉していますけれども、買えなかった場合、Aさんの部分は残して、Aさんの分も買えなかった場合の保障というか、余分という形で計上してあるのです。例えば、Aさんに用地買収する場合、ずっと交渉して行って、買えればいいのですけれども、買えなかった場合のことを考えて、次年度分に、ダブル計上というか、二重に計上してある関係で、増えている、減っているということがあると思うのです。

今年度に関しては、12月末に厳しい方が買えましたので、そういった形で残で残っている可能性もあると思うのです。

ですから、前年と次年度で同じ人で買えなかった場合はダブル計上するような形になってしまうのです。もし買えなかった場合には、来年度に予算を持っていないと、「いいよ」と言った場合に買えませんので、今回は、たまたまその方が年度内に「いいよ」と言ったが、それは予算の申請が終わった段階で決まりましたので、登記等の関係がありましたから、その関係でダブルしている経緯があると思います。

補償の関係は、来年度分は多いという形ですけれども、来年度分は、あと残っているのは数件ですので、その分で増やしてあると思います。

ですから、予算に関しては、同じ人を二重計上というか、買えなかった場合のことを考えて計上してあるので、前年分が多くて、今年度分が少ないということは、次年度分に関しては、数が少なくなっておりますので、予算計上分は少なくなっていると思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） ちょっと分からないのですけれども、補償のほうは分かります。新しいところで補償しなければならないところが入ってきたということだと思うのです。農地よりも物件が、いろいろあるものが入ってくれば、当然そういうことがあると思うのです。

しかし、土地の場合においては、平成24年度で8,000万円減額補正しますよね。これは通ると思いますけれども、8,000万円減額してダブるということであれば増えるのが普通だと思うのです。しかし、ここで3,200万円になるということは、8,000万円を平成24年度で取得するために持っていたものができなくて減額して、平成25年度で3,200万円ということになると、もっと少なくなると思うのです。ダブるのではなくて、少なくなる。それで、今お聞きしているのです。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 土地の登記が3月中に完了しなければ買収済みになりませんので、それで平成24年度分で買えた場合には、3月末までに登記が終了しなければなりませんので、買えましたので、その分が減っているということです。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） それだけ買えたから平成25年度は少なくなるよということですか。そうしますと、平成24年度で繰越明許費に多分しますよね。ありますよね。これは繰越明許費にするのでしょうか、平成24年度予算。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） 入っていないですよ。そうしますと、平成24年度で買うべきものが8,000万円くらいの土地の取得する予算を組んだわけでしょう。ということは、平成24年度にそれだけ取得するという前提でやったわけですがけれども、取得できなかったということで、8,000万円は減額するのではないですか。

これは補正のほうになってしまいますけれども、8,000万円を減額補正しますよね。補正の9号になってしまいますけれども、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業1億1,200万円を減額する予定ですよ。説明欄の17ですよ。そのうちの公有財産購入費8,000万円を減額するわけですよ。繰越明許費があれば、まだこれから買えるということですよけれども、繰越明許費がないということは、予定していた8,000万円分できなかったものが、今度は減ってしまうわけです。そういう説明で多くなるのが普通だと私は思ったのです。しかし、ここで3,200万円減ってしまうということでは、この予算の立て方は何だったのかということになるのです。補正ではなくて、平成24年度の予算編成としては。

8,000万円をここで減額しても、当然、新年度でそれ以上に組まれるのだったら分かるのですけれども、3,200万円しか組んでいないわけです。平成25年度で終わらないから、平成

26年度にもっと取得するかも分かりませんが、その辺が分からないので今お聞きしているのです。

○委員長（平野忠作） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、これは口で言っても説明がつかないから、休憩させてください。それで、図でもって説明したほうが分かりやすいでしょう。お願いします。

○委員長（平野忠作） それでは、11時10分まで休憩といたします。よろしくお願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 9分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 先ほどの関係ですけれども、平成23年度から平成24年度に繰り越し予算で平成24年度分を減額いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 本議会と全員協議会でご説明した以外、特に補足して申し上げることはございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いします。

質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 408ページの繰入金なのですが、前から比べると繰入金が多少少なくなっていますが、その主な原因について教えていただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 歳出 7 億 3,300 万円に対して、歳入が 3 億 7,156 万円ということで、3 億 6,144 万円のマイナスになっているのですが、これは、工事費が年々減った関係と、あと繰越金の関係、これが、5,000 万円、当初見込みましたので、繰入金のほうは減っております。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 予算でないのですけれども、下水道事業は、市長は、今期、見直しするという公約を上げたのです。しかし、我々の見直しというのは、一時凍結するのかなと思ったのですけれども、期間の延長を見直しでやったと思います。当初だともう既に終わってしまったことですね。見直しして、単年度でやる面積部分を少なくして何年か延ばしたと思うのですけれども、二百何ヘクタール分をこのまま順調に進んでいった場合に、何年でこの事業は終了することになるのですか。全区域の二百何ヘクタールの事業区域です。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 当初、平成 23 年で終わる予定だったのですけれども、202 ヘクタールの認可区域については平成 27 年度までに、ですから平成 25 年度に 5 ヘクタールやりました後、14.2 ヘクタールを整備する予定でいます。

（発言する人あり）

○下水道課長（加瀬喜久） そうです。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第 5 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 6 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 本会議で補足説明をさせていただいたほかにございませぬ。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 本会議の時に繰越金が入っていないよという話をさせてもらいました。確かに、ずっと引っ張り出してみたときに、かなりの会計の中で、繰越金を入れないで、決

算のみに調定額で入ってきているのがあるのです。

予算は、我々素人では難しいので分からなかったのですが、平成23年は繰越金が672万円ですか。平成22年度は六百五十何万円ありましたけれども、当初予算で組んであったのは300万円くらいでした。だから、三百何万を繰り越しして、決算で初めて調定額として出た。通常だと、調定をしたら、もう既に入るものと我々は思っていたのです。そうではなくて、決算でもって出てくる。

そうしますと、会計年度の原則になりますと、そういう形であると本来おかしいと思うのです。できるのだったら、そういうことを本来なら直すべきではないかと思うのですが、それを全く宙ぶらりんで決算まで持っていてしまうわけですので、想定したらもう既にその時点で入ってくるものと思ったのですけれども、この会計だけは見るとそうでない。

今度いろいろ調べたので分かりました。何年もそういう形でやってきた。たまたま気がついたのが、昨年度の決算から繰越金だったもので、農水産課長にかなり強いことを言いましたが、そういう感じで違う発言もしてしまったのかと思います。

恐らく会計年度の原則ということになりますと、本来ならば入れるべきものでないかと思って、私は入っているものだとして理解していた。それが、たまたま去年の中で気がついたもので、そういうことだったわけです。決算では出てくるということで理解しておきたいと思います。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（新行内弘） 全員協議会と本会議でご説明した以外、特に補足することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第9号につきまして農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをご覧くださいと思います。

6款1項3目農業振興費、説明欄1の園芸生産強化支援事業7,444万6,000円の減でございます。園芸生産利用拡大支援事業の実施希望者が無く750万円の減、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業について平成24年度に22件の事業を予定しておりましたが、飯岡西部の基盤整備事業の遅れ等によりまして、14件の事業取り下げがございました。

なお、新たな事業希望者13件を加えて、合計21件の事業を実施いたしましたが、それぞれの事業費の関係で6,694万6,000円の減額となったものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

説明欄2番、農業流通基盤強化支援事業3,750万円の減であります。昨年12月に完成いたしましたJAちばみどりの農産物集出荷施設フレッシュグリーンの選果施設改修事業費の確定に伴うものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

6款3項1目水産業総務費、説明欄1の漁港改修費610万円ではありますが、漁港施設として位置づけのある飯岡みなと公園におきまして、東日本大震災で被害がありました照明灯、展望シェルター、遊具等の施設を復旧する県事業費1,220万円に対して、2分の1の負担を補正でお願いするものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第9号の建設課所管の補足説明を行います。

補正予算19ページをお願いします。

8款2項2目道路維持費、説明欄1、道路維持補修事業6,200万円の増につきましては、社会資本整備総合交付金事業の舗装修繕事業の新規制度事業によりまして工事を行うものがあります。

前に戻りまして、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の8款2項につきまして説明いたします。

道路維持補修事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業の新規制度補助事業によりまして補正予算成立後の事業実施となるため、年度内の発注ができないために繰り越しを

お願いするものです。

以上で、議案第9号、建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、議案第9号について都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書20ページをお願いいたします。

8款3項4目説明欄1、公園維持管理費2,650万2,000円の追加は、本会議の議案質疑でもお答えしてございますが、文化の杜公園内の仁玉川にかかる歩道橋の設置工事であります。この件につきましては、今般の国の補正予算を受けまして、有利な財源を活用することとし、前倒しで補正予算に計上したものでございます。

改めて、歩道橋の概要を申し上げますが、災害時を含め、市民の利便性に配慮するとともに、高齢者をはじめ車椅子やベビーカーなどがゆったり交差できるよう幅員3メートルのバリアフリー構造とし、市民の安全対策を最優先した構造としたいものでございます。

戻りまして、5ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。

まず、上段の追加分3行目、8款3項都市計画費の公園維持管理費2,650万2,000円は、ただいまご説明いたしました文化の杜公園内の歩道橋に関する予算で、その全額を繰り越すものでございます。

次に、下段の変更の2行目、8款3項都市計画費の街路整備事業谷丁場遊正線の変更でございます。この変更は、用地費・補償費の完了による予算の確定並びに本事業における最終の工事の見込額を算定いたしまして、減額の補正をいたすものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 本会議でも言ったのですが、20ページの文化の杜公園から駐車場までの橋ですけれども、この前の話では平成25年11月完成という話でした。11月といっても分からないのです。少なくともここで産業まつりをやるわけですから、その時には相当なクレーンがあったので、私も課長にお願いしたところがあるので、その前までに完成ということとで確約できないですか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 本会議でも申し上げますが、11月ごろをめどにというお話し申し上げました。私のほうでも早速本議会に補正予算を提案してございまして、きょうが常任委員会でございます。最終日の議決をいただきました後、直ちに構造計算の設計を発注したいというのと併せて、仁玉川の管理者である大利根土地改良区とも早急に協議に入りたい。

確約というのは、私がどこまでできるか分かりませんが、基本的には10月末に完成ということで私のほうでは予定をしていきたいと思っております。頑張ってます。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今、本会議でのお話を聞き逃したと思いますけれども、これは11月完成予定ですか。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） 「まで」……、これは平成24年度に補正を組むんですね。またがって会計を使うということは、繰越明許費か何かしなければ、おかしくならないですか。出ていますか、これは。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） 住宅整備の中に入っているのがそうですか。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） ごめんなさい、下ばかり見てしまった。

○委員長（平野忠作） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 特に補足して説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長(新行内弘) 特に補足することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長(平野忠作) 質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員(滑川公英) 質疑ではないのですが、水道本管についてだいぶ古くなっているところがあるのです。その辺のことはちゃんと調査していただいているのでしょうか。

○委員長(平野忠作) 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長(新行内弘) 全ての本管は、調査ということはしておりませんが、今後、震災の関係において、耐震管を使用していきたいと考えております。

しかしながら、道路舗装の関係、建設課絡みなんですけれども、その辺を考えながら、道路舗装をやる時に一緒にやるというような形で経費削減のために行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(平野忠作) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
建設課長。

○建設課長(北村豪輔) それでは、議案第19号について補足説明いたします。

市町村が管理する道路を新設または改築する場合は、道路構造令によって実施しておりますが、地域主権一括法の施行によりまして道路法が改正され、市町村が管理する道路を新設または改築する場合の技術的基準は市町村で定めることとされたため、所要の基準を定めるものであります。

なお、この条例に当たっては、道路構造令を参酌して定めることとされていることから、参酌すべき道路構造令の基準のうち市町村道に該当する基準だけを定めるものでありまして、

高速道路、国道等は該当しないので除いてございます。

以上で、議案第19号の補足説明は終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第20号について補足説明を申し上げます。

市町村が管理する道路は、道路に案内標識等を設置する場合は道路標識令で定められておりましたが、地域主権一括法の施行により道路法が改正され、市町村が管理する道路の案内標識の寸法は市町村で定めることとされたため、所要の基準を定めるものであります。

なお、この条例に当たっては、道路標識令を参酌して定めることとされていることから、参酌すべき道路標識令の基準のうち市町村道に該当するものだけを定めるものでございまして、市で管理する案内標識、警戒標識、補助標識などの寸法を規制するものでございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、議案第22号について補足説明を申し上げます。

本案は、これまで全国一律に都市公園等のバリアフリー化に関する構造基準等は法令に定められておりましたが、今般の国の第2次一括法におきまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が改正されまして、これらの構造基準等が法律から地方公共団体の条例に委任されたことに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿ってその概要を申し上げます。

第1条は趣旨、第2条は定義でございます。

第3条は、都市公園等において、園路、広場等を設ける場合の基準でありまして、第1号の出入り口、第2号の通路、第3号の階段など、これらの特定公園施設の基準を定めるものでございます。

第4条は屋根付き広場の基準、第5条は休憩場等、第6条は野外劇場等、第7条は駐車場、第8条から第10条までは便所の設置基準、第11条は、水飲み場、手洗い場、第12条は掲示板や標識の設置基準でありまして、それぞれ法令を基準に制定するものでございます。

附則の1は条例の施行日で、附則の2は経過措置でございます。

議案第22号の補足は以上でございます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（新行内弘） それでは、議案第23号の補足説明を申し上げます。

本条例の内容といたしましては、第1条は本条例の趣旨について、第2条は用語の定義について、第3条は布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事の基準について、第4条は布設工事監督者が有すべき資格の基準について、第5条は水道技術管理者が有すべき資格の基準についてであります。従前の政令で定められていた基準を参酌したものでございます。

資格要件による年数に関しては、国の基準を参考にして一切変わっておりません。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、議案第26号について補足説明を申し上げます。

本会議の補足でも申し上げましたが、従来、都市公園の設置基準につきましては、都市公園法施行令に定められておりましたが、今回の第2次一括法の施行によりまして、都市公園法が一部改正されまして、公園の設置基準を地方公共団体が独自に定めることとなったため、条例を改正するものでございます。

第3条は、都市公園の設置でありまして、都市公園の分布の均衡を図るとともに、地域性や特質に応じて、その配置や規模の基準を定めるものであります。

第1号は街区公園、第2号は近隣公園、第3号は地区公園でありまして、その規模はそれぞれ記載のとおりでございます。第4号は、総合公園で、それぞれの利用目的に応じて敷地面積を定めるものであり、第5号は公害や災害を防止することが目的とする緩衝地帯としての都市公園等の規定でございます。

次に、第4条であります。公園施設の設置基準でありまして、都市公園内に建築できる建築物の敷地面積に対する割合を定めるものであります。

第1項では、原則その割合が100分の2を超えてはいけないこと、第2項は例外規定でありまして、第1号から第4号までは、法律第6条第1項各号に掲げる建築物に限って、それぞれ上乗せを可能とするものであります。その主なものは、第1号で、運動や教養の施設、備蓄倉庫など、第2号は重要文化財、第3号は屋根付き広場などの場合でありまして、その割合は100分の10から100分の20となります。第4号は仮設建築物でありまして、一例としては仮設住宅がこれに当たることになります。

議案第26号の補足は以上でございます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第26号について、質疑がありましたらお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 議案第27号は、本会議でご説明した以外、特に補足して申し上げ

ることはございません。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第42号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第42号の補足説明を申し上げます。

道路整備事業に伴いまして、8路線を認定し、4路線を廃止するものであります。

認定する8路線のうち3路線は平成24年3月の市道再編一括認定を補正するもので、5路線は谷丁場遊正線及び旭中央病院アクセス道南北線の整備に伴うものでございます。

谷丁場遊正線につきましては、橋梁周りの側道として、新たな認定が2路線、既存路線の組み替えにより認定し直すものが1路線、終点部の交差点を改良するための1路線の計4路線で認定するものであります。旭中央病院アクセス道南北線については、既存路線の組み替えにより1路線を認定するものであります。また、変更する4路線は、谷丁場遊正線及び旭中央病院アクセス道南北線の整備に伴いまして、既存路線の組み替えをする2路線と、道路改良工事によって認定区間を延伸する2路線の計4路線でございます。

以上で、議案第42号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第42号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第42号の質疑を終わります。

続いて、議案第44号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第44号、指定管理者の指定につきまして補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、本会議でご説明申し上げましたとおり、旭市の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第2条の規定によりまして、平成24年、昨年12月3日から

本年1月10日まで一般公募を行いました。

その結果、4社から申請がありまして、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱によりまして、指定管理者候補者選定委員会を設置いたしました。選定委員会では、事前に提出いただきました応募申請書等での書類審査と併せまして、応募者からの20分間のプレゼンテーション、さらには審査員からの質疑等を行い、点数制により審査を行いました。

審査の結果、合計点数の最も高い点数を得ました会社、株式会社ハウスビルシステムが管理業務に適当な候補者として選定されたことによりまして、旭市長熊釣堀センターの指定管理者として指定したく議会の議決を求めるものでございます。

ちなみに、審査点数は、100点満点中、候補者、株式会社ハウスビルシステムの審査点数の平均点は74点でございました。

以上で、議案第44号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第44号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） A、B、Cの業者につきまして、ネットで情報を見たのですが、釣り堀を管理している業者には見えないのですが、詳しい内容を教えていただけませんか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ネットのほうでは、釣堀センターを管理しているのが見られないということで、実は釣堀センターそのものを管理しているところが少ない。例えば民間ですと、自分のところで池をつくって、そこでというのが多いと思いますけれども、こういう公の施設というのは少ないのが第1点で、最初に申し上げます。

今回、指定管理者として指定したいというハウスビルシステムにつきましては、本会議でもご連絡しましたように、ため池の釣り堀の管理は行ってはおりませんけれども、大阪市あるいは千葉県でも市原で海釣りの釣り堀の実績があるという会社でございます。特に海釣りにつきましては、国内でも相当の管理をやっているということでいろいろ聞いております。直接、市原の市役所にも確認しまして、良好に管理をしていると聞いております。

あと、市外の業者が2社ほどございます。1つは、東京都の会社ですけれども、ここは、釣りの管理はしてはおりませんけれども、学習センターあるいは図書館の管理をしているとい

うことで、今回、新たに釣堀センターの管理をしたいということで、申し込みをいただいています。さらに、もう1つは埼玉県の業者でございます。ここにつきましては、やはり釣り堀の実績はございませんけれども、いろいろなコンピュータ関係の入力業務をしているということで業務の経歴が書いてあります。国税局等の税関係の入力等も受けてやっている。現在こういうような会社でありますけれども、新たに指定管理者として参入したいということで申請をいただいております。

旭市から1件申請いただいているところにつきましては、現在まで管理運営している施設はないということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ということは、強いてなったのは74点のビルシステムという海釣りを管理している会社で、あとのA、Bについてはあまり関係ない。調べたところによりますと、IT業者と自動車の販売とか修理をやっているところに見受けられます。この前、議会の中では、地元の内容を本当に知っているのか、内容を知らなくても、経験しているところが1社あればいいということで、点数がだいぶ上がったのでしょうか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 当日の審査委員会につきましては、実は、基本事項あるいは「管理運営はどうですか」あるいは管理体制、収支計画、その他という20項目によりまして、それぞれ各委員さん方5点満点で評価していただきました。20項目ですので、5点、100点満点ということで点数による評価をさせていただいた。

その中で、特に書類の審査あるいは当日のプレゼンの中あるいは委員さん方の質疑の中でも、雇用関係で地域と連携、特に当日、雪でありましたので、こういういろいろな気象災害、いろいろな時に地元に近いといけないということで、「その対応等はいかがですか」といういろいろな質疑の中で、点数で評価をしていただいたところでご説明させていただきます。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 指定管理者に指名された場合、行政のほうで、例えば地元の雇用とかいう条件はつくれるのでしょうか。それと、市の観光施設なので、市のPRについても、ただ

管理してくださいよというだけではなくて、その辺はちゃんとカバーしていただけるような条件ないしは契約内容でやっていただけるのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 地元の対応ということで、委員のいろいろな質疑の中あるいは書類の中でも、雇用関係につきまして記載あるいは説明をいただきました。

そういうようなことで、今回、指定をさせていただきたいというところにつきまして、当日の雇用の確保に関する考え方は、書類あるいは当日の担当者の説明の中でも、旭市の雇用を推進する。この雇用関係につきましては、旭市の方をぜひ雇用していただきたい。具体的には、場合によっては、先ほどこちよと出ましたけれども、職業相談室に旭市の方の雇用を求めるとかということも、当日、説明があったところでございます。

ここの施設そのものが観光資源ということで、この観光資源ということを大事にしてくださいよ。これが一番最初の方針で、そこに示してございます。この方針に従って管理運営していただける、地元のPRをしていただけるということで確信してございます。

以上です。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第44号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより討論を省略して、議案の採決をいたしたいと思います。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、賛成

の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第42号、市道路線の認定及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第44号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(平野忠作) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長(堀江隆夫) それでは、商工観光課のほうから1点お時間をいただきたいと思います。

お手元に資料が2枚ほど入れてございます。そこをお目通しいただきたいと思います。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定状況について、世間でよく言われますこの事業は、グループ補助金という事業でございます。旭市では7グループが認定されているということでまずもって報告をさせていただきます。

この事業につきましては、今まで第1次から第7次、この第7次というのは本年2月1日から2月15日まで実施したわけでありまして、この第7次をもって最終とするということで、今後につきましては東北3県ということで聞いております。茨城・千葉県につきましては、このグループ補助金は、国としては実施をしない、要はお金を出さないということ

だそうです。

そんなことで、この第7次の募集をもって、千葉県、茨城県はこの制度には乗れないというところで最初に報告をさせていただきます。

この事業の概要が1ページに書いてございます。これは、今までいろいろご説明しましたが、けれども、災害に遭った中小企業の復興を早くさせる。そんなことで補助率につきましては、中小企業で4分の3、大企業で2分の1という率になっております。

採択の決定等につきましては、ここに書いてありますように、4つの大きな柱の中で審査を行うということになっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページはそれぞれの認定状況でございます。千葉県につきましては、第3次から募集を行ったということで、平成23年11月30日に旭市分で15の事業者、このところにつきましては、水産加工を主たるとする主要事業者復興グループでございます。

さらに、第5次で観光グループが53社、第6次の前半で住環境整備復興グループ、これは、大工さんとか、そういう設備関係の会社ということでご理解いただきたいと思います。第6次の後半が、自動車復興グループと水産加工グループ、それぞれ7社、1社、認定をいただいています。

最後の第7次で、飯岡商店街の復興グループ11事業者、観光のマリンスポーツ、これはサーフショップ等でございます、これが3の事業者、合計で102の事業者が、現在、グループ補助金の認定をいただいている。

これまでの補助金の総額等につきましては、約17億円ということで、現在、進んでおります。この17億円につきましては、まだ事業計画の部分も一部ありますけれども、約17億程度、今、国のほうから支援を予定させていただいているということでご説明させていただきます。

商工観光課のほうの説明は以上でございます。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 先ほど第1号のほうで説明をさせていただきましたが、平成24年度で取りあえず作成をさせていただきまして、平成25年度以降は柔軟な対応で農家の支援をしていきたいと思っております。

続きまして、親水護岸でございますが、こちらにつきましては4月1日からの供用開始を予定してございます。

なお、3月15日号の広報にて周知を図りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 所管課の報告は終わりました。所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今のことではないのですが、よろしいですか。

○委員長（平野忠作） はい。

○委員（滑川公英） くどういようですが、ヘラブナの管理ですが、あれはどうなっているのでしょうか。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在は市営でセンターのほうを管理しているわけですが、4月から仮に指定管理者を議員の皆様方に議決いただいた後は指定管理者になります。ただ、ヘラブナにつきましては、放流したものは市の財産です。例えば、3年間で契約が切れてしまって、その時に持って帰るようなことでは困るということで、ヘラブナにつきましては、7トンを必ず入れてください、それと大きさもこのくらいですということで、仕様書の中に指示をする予定でございます。

それで、入れたものにつきましては、あくまでも市の財産として、仮に次の指定管理者の切り替えの時には市のものとするという契約を予定しております。

また、絶えず適正な管理をしていただくということで、消毒につきましても詳しく協定の中で協定していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 昨年度の第4回議会の時なんですけれども、放流に関しては商工観光課がタッチしていくというような話をしていると思うのです、その辺については。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 業者の選定につきましては、全て指定管理者が自分の中で決めていただく。ただし、放流の時には、先ほど言いましたように市の財産ということで承知していますので、放流の時に立ち合わせていただく。そういうようなことで大きさも確認をさせていただくということで考えております。

以上です。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 4 日（木曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 4 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 5 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 4 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 6 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 7 号 旭市小規模水道条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 2 9 号 旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定について

議案第 31 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 35 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について

議案第 39 号 旭市墓地条例を廃止する条例の制定について

議案第 43 号 指定管理者の指定について

《付託請願》

請願第 1 号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について

出席委員（8名）

委員長 景山岩三郎

副委員長 伊藤房代

委員 林一哉

委員 林正一郎

委員 林俊介

委員 佐久間茂樹

委員 向後悦世

委員 島田和雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議員 林七巳

議員 飯嶋正利

説明のため出席した者（28名）

教育長 茅田哲雄

税務課長 佐藤一則

環境課長 大木多可志

保険年金課長 石毛健一

健康管理課長	高山重幸
子育て支援課長	佐久間隆
病院事務部長	菅谷敏之史
学校教育課長	菅谷充雅
体育振興課長	野口國男
病院経理課長	鈴木清武
その他の担当職員	12名

社会福祉課長	渡辺輝明
高齢者福祉課長	石井繁
庶務課長	横山秀喜
生涯学習課長	高野晃雄
病院人事情報課長	河北隆
病院施設課長	永嶋英和

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋
主査	榎澤茂

事務局次長	向後嘉弘
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。そして、委員の皆さん、そして職員の皆さん、3月11日の震災の慰霊祭、ご苦労さまでございました。これからも、全員、力を合わせて、ともに頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。天気のほうも暑くなったり寒くなったりしていますので、皆さん、体調に気をつけてこれからも頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

そしてまた、先日お亡くなりになりました嶋田哲純議員に哀悼を表し、嶋田議員のしっかりとした遺志を継ぎ頑張っていきたいと思います。皆さん、よろしくどうぞお願いをいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめ了承願いたいと思います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内で写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、林七巳議員、飯嶋正利議員のほうから傍聴したい旨がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了承願いたいと思います。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了承を願いたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（夢田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表し、ご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

きのうで中学校5校の卒業式は全て終了いたしました。ありがとうございました。来週には小学校の卒業式、また4月に入りましたら小学校・中学校の入学式が挙行されますので、公私ともご多忙とは存じ上げますが、皆様におかれましては、ご臨席の上、祝福いただきますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日、付託されました議案第1号ほか23議案についてのご審議をいただくことになります。答弁は簡潔明瞭になるよう努めてまいりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る2月28日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会の所管の事項について、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例の制定について、議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、議案第43号、指定管理者の指定についての24議案であります。

初めに、議案第1号中の所管について、担当課より説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、社会福祉課所管の事項について補足説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

11款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄4、児童発達支援事業利用者負担金54万3,000円は、本年4月から海上保健センターの一部を借用して設置する「旭市こども発達センター」の利用者負担分でございます。

21ページをお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費国庫負担金、説明欄2、障害者自立支援給付費等負担金4億7,586万7,000円は、自立支援給付事業の国負担分でございます。

22ページをお願いいたします。

3節生活保護費国庫負担金、説明欄1、生活保護費負担金4億3,760万円は、生活保護扶

助費の国負担分であります。2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1、地域生活支援事業費等補助金3,627万8,000円は、地域生活支援事業の国負担分でございます。

25ページをお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費県負担金、説明欄1、障害者自立支援給付費等負担金2億3,793万3,000円は、自立支援給付事業の県負担分でございます。

30ページをお願いいたします。

3項2目2節災害救助費委託金、説明欄1、県外避難者災害救助費委託金355万3,000円は、福島県からの避難者への住宅扶助費に係る委託金であります。

35ページをお願いいたします。

19款5項2目1節過年度収入、説明欄1、生活保護費第73条分1,650万円は、生活保護法第73条において、市内に住所がない、または明らかでない者への給付費に係る市の負担分については、県が負担することになっております。この収入は、平成24年度において県が負担すべき給付費を本年度に受け入れることから、過年度収入になるものであります。

続きまして、歳出の事項についてご説明いたします。

93ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄4、戦没者追悼事業110万7,000円は、隔年で開催している戦没者追悼式の費用で、本年は10月17日に開催を予定しております。

飛びまして、120ページをお願いいたします。

4項2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助費5億8,346万7,000円は、平成25年度の年間保護世帯数を326世帯、保護人数を378人と見込み計上したものでございます。

121ページをお願いいたします。

5項1目災害救助費の説明欄2、東日本大震災災害救助費634万5,000円は、東日本大震災の被災者に対して、災害弔慰金及び福島県からの避難者への住宅扶助費を計上したものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第1号、保険年金課所管の事項について補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

21ページをお開きください。

このページの下になりますけれども、13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費国庫負担金の説明欄4になります。保険基盤安定負担金2,188万9,000円は、国保の被保険者支援分としての一般会計繰出金の2分の1の額であります。

24ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の説明欄になります。国民年金事務費交付金1,752万円は、国民年金事務に要する人件費等の経費に係る交付金であります。

25ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費負担金の1節社会福祉費県負担金の説明欄3になりますが、保険基盤安定負担金1億8,889万5,000円は、国保の被保険者の支援分として一般会計繰出金の4分の1の額及び保険税軽減分としての一般会計繰出金の4分の3であります。

2節老人福祉費県負担金の説明欄になりますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金9,736万3,000円は、後期高齢者医療に係る保険料軽減分として一般会計繰出金の4分の3の額であります。

次に、36ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項3目1節雑入の説明欄の26になりますけれども、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金291万4,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金でありまして、歳出の事業で申し上げますと、歳出105ページの3款民生費2項2目後期高齢者医療費の説明欄4にございます後期高齢者短期人間ドック助成事業と、106ページの3目生活支援費の説明欄4、はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業並びに132ページの4款衛生費、1項2目予防費の説明欄5、感染症予防対策事業における肺炎球菌ワクチン接種費用助成金のうち後期高齢者分が補助対象事業となっております。

続きまして、歳出について申し上げます。

102ページをお願いいたします。

3款民生費、1項4目国民健康保険費の説明欄に、国民健康保険事業特別会計繰出金とありますが、法定分以外にその他繰出金として4億5,000万円を計上しております。

105ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。説明欄2の後期医療連合負担金4億5,237万2,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と後期高齢者に係る療養費のうち旭市の負担分を計上するものでございます。

説明欄3の後期高齢者医療特別会計繰出金1億4,377万5,000円ですが、これは一般会計か

ら後期高齢者医療特別会計への法定分の繰出金であります。

説明欄4の後期高齢者短期人間ドック助成事業は、平成25年度からの新規事業としまして国民健康保険と同様に、短期人間ドック受検費用の70%、限度額4万円を助成するもので、受検者は50名を予定しております。

なお、この助成額に対しましては、広域連合より全額補助金として措置される予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、子育て支援課所管事業のうち、本会議並びに全員協議会で主要事業としてご説明しなかった点について、補足説明を申し上げます。

予算書の23ページをお開きください。

歳入でございます。

上段の13款2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費国庫補助金の説明欄2の子育て支援交付金2,017万6,000円は、次世代育成支援行動計画による事業費の助成金で、補助率2分の1です。対象事業といたしましては、地域子育て支援センター運営事業、つどいの広場事業、一時預かり事業、赤ちゃん全戸訪問事業となっております。

続いて、歳出でございます。

予算書の108ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費の7億6,861万8,000円は、前年度比1億8,718万2,000円、32.2%の増となっております。増加の主なものといたしましては、予算書の111ページ、説明欄8の児童扶養手当給付事業2億6,517万円は、受給者の増により、20節扶助費が増加したものです。

続きまして、予算書の112ページをお開きください。

説明欄11の地域子育て支援センター運営事業2,025万円のうち、19節負担金補助及び交付金の私立保育所次世代育成支援事業補助金2,009万円は、前年度比436万円、2.8%の増となっています。これは、平成25年4月に私立保育園サンライズ・ベビーホームが地域子育て支援拠点施設（ひろば型）を開設するため、新たに運営費補助金を計上したものであるものです。

続きまして、予算書114ページをお開きください。

3款3項4目保育所費の18億7,081万6,000円は、前年度比3億8,266万8,000円、25.7%の

増となっております。増加の主なものといたしまして、説明欄の6、保育所施設改修事業750万円は、民間保育所施設設備費として千葉県安心こども基金の助成対象となるもので、私立おうめい保育園に対する助成金を計上したものです。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、高齢者福祉課所管分について補足説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の103ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費の説明欄3の老人保護扶助費6,927万3,000円は、経済的な理由等により自宅における生活が困難な低所得者の高齢者を措置するための費用で、35人分の費用を見込んでおります。

これに関連します歳入ですが、歳入の18ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の説明欄1、老人施設入所者負担金686万3,000円は、措置された方も収入に応じて負担をしていただくことから、この負担金額を歳入として見込んだものでございます。

恐れ入ります。また歳出に戻りますが、105ページをお開きください。

2項3目生活支援費の説明欄1、地域包括支援センター運営事業の13委託料653万4,000円は、要支援1及び2に該当する要支援認定者のケアプラン作成委託料で、作成件数を全体で2,480件見込み、そのうち1,488件の作成委託を見込んだものであります。要支援認定者のケアプランの作成につきまして、地域包括支援センターの職員だけで全て作成することが困難なため、居宅介護支援事業所に委託するものであります。

恐れ入ります。また歳入に戻っていただきまして、36ページをお願いいたします。

雑入の説明欄15に、全体のケアプラン作成料といたしまして、2,480件分、1,058万円を介護予防サービス計画費収入として計上してございます。これが財源になります。

また歳出に戻りますが、106ページをお願いいたします。

説明欄5、緊急通報体制等整備事業の13委託料742万4,000円は、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援するため、緊急通報装置を設置するものであります。設置台数222台を今年度は見込みました。

説明欄6、家族介護慰労金支給事業の20扶助費799万2,000円は、要介護4または5と認定され、寝たきりで日常生活の全般において介護を要する方を同居して介護している家族に対

し、慰労金を支給する事業でございます。25年度の対象者数を135人と見込み、支給額は月額8,000円、支給月を10月と4月、2回といたしております。

補足しての説明は以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、健康管理課所管に係ります主な事業のうち、全員協議会で説明をいたしませんでしたことについて、補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

予算書の23ページをお願いいたします。

13款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄1番、がん検診推進事業費補助金645万円は、がん検診に伴う補助金で、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診のうち補助対象となる節目年齢の受診者に係る補助金で、補助率は2分の1となります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

14款2項3目衛生費県補助金、説明欄1番、健康増進事業費補助金169万8,000円は、健康教育、健康相談及び肝炎ウイルス検診などの成人健康診査に係る補助金で、補助率は3分の2となります。

続いて、説明欄2番の妊婦健康診査支援基金事業費補助金1,757万3,000円は、妊婦健診に係る補助金で補助率は2分の1となります。

なお、昨年まで子宮頸がん等ワクチンである3ワクチンの接種につきましては補助事業として実施しておりましたが、平成25年度からは、定期予防接種となり、補助金がなくなっております。

続きまして、歳出について申し上げます。

128ページをお願いいたします。

説明欄中段にあります15節工事請負費4,700万円は、飯岡保健福祉センターの多目的ホール及びエントランスホールの老朽化した空調設備の改修工事費でございます。

資料の図面をご覧いただきたいと思います。

工事の概要ですが、多目的ホール及びエントランスホール系統のチラーユニットを撤去し、新たに床置き型パッケージエアコンを設置するものであります。設置箇所は、図面上段中央部分の多目的ホールに4台、それから図面下部の両側、エントランスホールに3台ずつ設置するものであります。

続きまして、予算書の131ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、説明欄4番、がん検診事業8,246万4,000円は、胃がん検診、乳がん検診、肺がん検診及び子宮がん検診を各保健センターで、また、大腸がん検診、前立腺がん検診につきましては市内医療機関での個別検診として実施するものでございます。

続きまして、133ページをお願いいたします。

4款1項3目母子保健費、説明欄1番、妊婦・乳幼児健康診査事業の20節扶助費、妊婦・乳児一般健康診査助成金5,525万6,000円は、妊婦560人、14回の健診費用を助成するものでございます。

以上で、健康管理課所管の説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） ここから教育費ということになります。

議案第1号の所管事項の説明ということで、全員協議会で主要事業として4事業ほど説明させていただきました。それ以外のその他の事業について、何点か補足説明させていただきます。

予算書の221ページをお開きください。

歳出のほうになります。

10款2項1目、説明欄1、小学校施設管理費は、1億4,432万4,000円で、小学校15校に係る通常の施設管理費であります。内訳は、説明欄記載のとおりとなります。

223ページをお開きください。

説明欄3です。小学校施設改修事業は7,905万円で、15節工事請負費6,250万円は、滝郷小学校屋外運動場改修工事と老朽化及び危険箇所などの改修工事に係る経費を計上させていただきました。

飛びまして、228ページをお開きください。

10款3項1目、説明欄1の中学校施設管理費、小学校と同様に6,822万2,000円で中学校5校に係る通常の管理費です。内訳は、同様に記載のとおりということになります。

続きまして、230ページをお開きください。

説明欄3の中学校施設改修事業、これは2,400万円で、11節需用費440万円は中学校施設維持補修に係る経費でございます。

15節工事請負費ですが、1,960万円で、老朽化及び危険箇所等の改修工事に係る経費であります。

以上で、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

嚶鳴小学校放課後児童クラブ棟の建設工事についてご説明いたします。

概要につきましては、先日の全員協議会でご説明をしたとおりでございますが、本日、補足説明といたしまして平面図と配置図を配付させていただきました。そちらをご覧くださいと思います。

最初に、平面図のほうでございます。左側の生活室が嚶鳴第1児童クラブ、生活室2が嚶鳴第2児童クラブでの利用を予定しております。

続きまして、次のページの配置図をご覧くださいと思います。

計画地でございますが、嚶鳴小学校の正門の南側で、児童クラブ棟が北側に、駐車場を南側に予定しております。

以上で、学校教育課所管の補足説明を終わりにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、生涯学習課から、さきの議会全員協議会でご説明いたしました事業以外の予算の補足説明を申し上げます。

予算書の259ページをご覧くださいと思います。

10款4項12目のキャンプ場の説明欄1、海上キャンプ場管理費でございますけれども、海上キャンプ場の運営費用といたしまして1,277万6,000円を計上するものでございます。前年度比で102万1,000円の増となりますが、これは高圧電源設備機器の取り替えや体育館の雨漏り補修等の修繕料が増えたことによるものでございます。

また、これ以外の主な内容としましては、施設の光熱水費として156万円、それから260ページをご覧くださいと思いますが、受付等の日常管理業務を業者に委託しております。その委託料として611万1,000円、管理棟やトイレ、体育館等の定期的な清掃業務の委託料として122万3,000円を計上いたしました。

最後に、バンガロー等の利用状況ですが、本年2月末現在では5,258人、前年同期の5,335人と比較しましてほぼ同程度の利用をいただいております。また、体育館につきましては、前年の8,627人を993人上回る9,620人のご利用をいただきました。

以上で、生涯学習課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにいいですか。ないですね。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） じゃ、質問させていただきます。

まず、124ページですけれども、説明欄13の委託料、休日救急診療委託料ですけれども、これについてちょっと確認的なものなんですけれども、この予算は市が委託料としてお医者さんの人件費だと思いますけれども、それを市が負担して、診察した結果の報酬については、これは中央病院のほうに入ると、そういうことでよろしいかということなんですけれども、もしそういうことであれば、今年の1月から始まったわけなんですけど、1月、2月の患者数、それから診療報酬はどのくらいであったかということをお伺いします。

それと、続きまして134ページですが、説明欄の3番の赤ちゃん全戸訪問事業ですけれども、この事業につきまして、全戸訪問ということで書かれておりますので全員の赤ちゃんが対象になっていると思いますけれども、生後どのくらいの赤ちゃんを対象にされているのか。訪問をして、どういったようなことをされているのか、お伺いします。

続きまして、223ページ、説明欄4の小学校大規模改造事業ですけれども、この中でまず13番目の委託料ですが、その中で耐震点検調査委託料というのがありますけれども、耐震については既にもう全部終了しているというふうに認識しておりますけれども、どういったようなことに使われるのか、まず1点目お伺いします。

それと、15の工事請負費ですけれども、この予算は、2億2,200万円ですか、嚶鳴小学校の大規模改修の費用の予算だと思いますけれども、この改修に当たりまして、昨年、嚶鳴小学校につきましては、トイレのにおいがだいぶひどいというようなことで、若干の予算をつけていただきまして改修されたわけでありまして、抜本的な対策がとれなかったということで、まだまだ十分な対応ではなかったというようなことでございました。今年この大規模改修をするに当たりましては、外観だけでなく、においの対策は、恐らくにおいは、配管が古くなって、そこににおいがこびりついて、それが外に出てきて、におっていたというようなことが主な理由だと思いますので、その配管、水回り、そういったところを抜本的に直していただきたいと。大規模改修をやるわけですので、恐らく校舎の長寿命化というんですか、そういったようなことも考えての大規模改修だと思いますので、やった後でまたやり直すというようなことがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、まず休日救急診療につきましてお答えいたします。

診療報酬につきましては、中央病院の収入となります。それで、12月30日から開始しまして今までの実績でございますけれども、月別に申し上げたほうがよろしいでしょうか。12月は1日実施いたしました。受診者数は19人で、診療報酬としましては20万9,960円となります。1月が7日間実施いたしました。受診者数は74人、58万610円が診療報酬となります。2月が、5日間実施して、36人、31万6,140円となっています。合計しますと、13日間実施しまして、受診者は129人、診療報酬が110万6,710円となっております。

続いて、赤ちゃんの全戸訪問についてでありますけれども、対象者は生後4か月までの赤ちゃんを対象としております。事業の内容としましては、赤ちゃんに対しますケアと申しまいしょうか、お乳の飲みが悪いとか、湿疹が出ているとか、そういうものに対する指導とか、そういうものを行っております。それから、乳幼児健診の事後指導及び未受診者等について、受診していただくよう勧奨をしているところであります。

以上であります。

（発言する人あり）

○健康管理課長（高山重幸） 各乳幼児健診とかがありますけれども、そちらのほうの未受診者等につきまして、受診していただくように勧奨等をしているところであります。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、小学校の大規模改修のご質問にお答えします。

ページのほうは223ページになります。

最初に、委託料の耐震点検の委託料、耐震化が済んでいるのに、この委託料は何かというご質問だと思いますが、耐震化の場合には、通常、耐震化率というのは、建物の基礎ですとかはりですとか柱、そういう部分、つまり倒壊の可能性についての耐震化ということで、その部分に関しましては、飯岡中学校はこれから改築移転ということになりますけれども、そこ以外のところは100%ということで済んでございます。今回、予算計上させていただきました点検につきましては、一般質問等でも何回かご質問いただいておりますが、建物の非構造部材という部分になります。具体的には、今回、予定していますのは、体育館の壁、天井等でございます。専門業者による点検ということで、たたいたり、それから天井の部分に上が

っていただいてそれらのつり金具等の安全性を確認するという事で、予算的には13校分を予定しています。2校につきましては、三川小学校、富浦小学校は、今回、補正予算で提出させていただきました体育館の改修工事を予定していますので、その2校を除く13校分の委託料ということでございます。

それから、工事請負費の嚶鳴小学校につきまして、トイレ等のご要望ということで、改修するに当たっては基本的にその辺までも配慮してほしいといったようなことでございます。この件につきましては、島田委員さんよくご存じだと思いますが、トイレの改修につきまして、その後十分でなかったかというようなご意見でした。私のほうで捉えていますのは、きのうも校長先生から情報をいただきまして、職員の先生方については、もうにおいは、なくなったというような認識はしているようですが、たまたまふだんいらっしゃらない父兄が見えたときに、2階がちょっとにおうかなというような意見をいただいているというようなことも伺っています。

この大規模改修工事につきましては、十分その現場、いわゆる学校側の意見等を収集しまして、予算の範囲内でどこまでできるかということで、これから詰めていくものでございますので、トイレのほうもそういうことであれば改修対象ということで検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 再質問させていただきますけれども、まず休日診療のほうなんですけれども、まだ始まったばかりといったような中で、まだまだ患者数が少ないと私は感じるわけなんですけれども、少ないか多いか、その判断は分かれるところだと思いますけれども、まだ周知が、徹底されていないといったような面があるんじゃないかなというような気がしております。休日にお医者さんが開いているのは、旭市では、恐らくこれまでは中央病院の救急しかなかったと思いますけれども、そのほかにも飯岡診療所で開いているんだということを市民の皆さんが、全員が分かっているれば、恐らく飯岡診療所へもっと大勢の方がこれから向かうと思いますので、一回私のところにも問い合わせがありました。そういうことが分からなかったから、問い合わせがあったと思いますんで、できるだけもうちょっと何らかの方法をとり続けて、周知していただければと思います。

それと、2番目の赤ちゃんの全戸訪問ですけれども、4か月までの赤ちゃんを対象にされているということでありますけれども、赤ちゃんを見ると同時に、母親ですか、母親のほうも見られているのかどうか。見られていると言うと失礼ですけれども、母親の様子といいま

すか、そういったものも、できれば観察する必要があるんじゃないかなというような気がいたします。母親のほうからいろいろ相談された場合には、2回、3回と、1回にこだわらないで訪問すると、そういったこともしていただければというふうに思いますけれども、その辺の対応はどのようにされているのか。

それと、学校のほうについてはそういうことでひとつ、それともう1点、トイレの洋式化というのが当然されると思いますけれども、その辺もよろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の再質問に答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 休日救急診療の周知ですけれども、現在、広報紙、1日号なんですけれども、そこに毎月、休日の診療日を載せております。それと、まだ新聞は1紙なんですけれども、千葉日報におきまして休日診療の救急診療欄に載っております。また、これからも続けていきたいと思っております。

それと、赤ちゃんの全戸訪問ですけれども、当然お母さんのほうにもケアはしております。乳幼児及び母子保健に関するもので訪問としまして、昨年度は375件ほど事後指導して、その後も指導しております。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） ただいまのご要望はしっかり受け止めまして、トイレの洋式化についても検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 飯岡健康センターの管理の状況でちょっとお尋ねしたいのですが、これは、旧飯岡町時代に向後町長が、国のゴールドプランにのっとり、我が町でも相当全力でこの健康センターを建設した経緯があるわけですが、それに関して、旧町時代は相当成績もよかったのですが、最近になって非常に評判が悪くなったと。それは何だと。要するに、風呂に汚い汚物が浮いているとか、いろんな問題で老人クラブのほうからご指摘がございますので、その管理状況に対してどのように指導しているのか、この点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう1点、国・県は、やはり資産を各地方自治体に、売却と、委託ということをしているわけですが、海上のキャンプ場は、私、いただくのに、こじきが馬をもらったより、始末が悪いんでないかという考えを持っていたわけですが、せつかくの

ことだから。それから保養センターも、これも古い施設をお金は出して、地方の行政の地方自治体が管理していくということは非常に難しいと、こういうふうに私は思っていたんです。経済的に非常に難しい、こういうふうに思っていたんですが、課長、そこでお尋ねするのでございますが、県営でやっていたときと市営でやっていたとき——市営で今現在やっておりますね、市で管理しているときに、どれだけの差異があるか、利用者に対して差異があるかということをお尋ねしたいと。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 飯岡福祉センターの管理運営につきましてのご質問にお答えいたします。

こちらのセンターにつきましては、今、私どものほうで旭市社会福祉協議会のほうにセンターのほうの維持管理のほうをお願いしております。指定管理料としましては25年度予算では1,300万2,000円という形で、今、委員ご指摘のように、お風呂のほうでの関係等がございまして、そちらのほうの報告のほうも社会福祉協議会の事務局長のほうから何度かいただいておりますので、清掃等には注意をするようにという形でしておりますけれども、今後ともさらに利用者の方にご不快な気分は与えないように気をつけますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） キャンプ場の利用の状況ですけれども、県のときのデータがちょっとこちらのほうにございませんが、ただ県が経営したときには、使用料は無料でありました。ただいまの市の場合には有料になっておりますので、恐らく当時と比べましたら利用者は減っているかと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 私は、あまりしつこく問いたくはございませんが、健康センターにしましては、非常に、ひとたび信用をなくすということになりますと非常に利用者が少ないと。現在、いいおか荘の風呂が現在では休館しておりますので、どうしても保健センターへ行きたいと。しかしながら、その管理体制がなっていないと、非常に残念だなと。社会福祉

協議会へ委託することは、行政側としては、やむを得ないと私は思いますが、しかしながらそれを指導するのが市の行政であるという、その運営理念をやはり忘れちゃいけないと、私はそういうふうに思いますので、課長、ひとつ社会福祉協議会のほうに、あそこは、言っては悪いけれども、ちょっとたるんでいるんですよ。私が監査をやっていたとき、もう時効になりましたが、去年で3年ですから、3年守秘義務がありますからちょっとしゃべらせていただきますが、お金を貸して何百万円というお金が全然とれないでいるんですよ。ずさんな運営をしているんですね、私に言わせると。私は相当きつく指摘した覚えがございます。

そういったわけで、社会福祉協議会のほうにも、いま一考きつく、今、理事長は塙さんですか、ちょっときつく指導をしていただきたいと、これは私の要望でございます。1回信用を逸するとやはりなかなかお客は帰ってきません、来ないです。利用者が帰ってこないということをややはり頭の中に入れて、行政運営していただきたいと。また行政サービスしていただきたい、これは要望でございます。

それと、もう1点が、データがないということであれば、高野課長にこれ以上迫ってもいけないわけですが、これだけの施設を県から譲渡されたということであれば、あとは、どのように利用するかということは、課長、商売の商人道から言えば、創意工夫をして、いかに市に財政負担をかけないかというのが、あなたに課せられた責任だろうと、私はそのように思いますので、今後は、やはりどうしたらいいかと、行政サービス、そして運営状況に関してどうしたらいいかという理念をしっかりと打ち出して、管理していただきたいと。

以上です。これは要望ですから、答弁はいりません。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 30ページのところで、民生費委託金の説明欄1番の県外避難者災害救助費委託金。これは何名くらい福島県から見えているのか、それと委託している内容、これをもうちょっと細かく説明していただければありがたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 県外避難者災害救助費委託金355万3,000円の関係でございますが、福島県のほうから今5世帯おいでございまして、そちらの方について、福島県から千葉県を通じてございまして、私どものほうでアパート等の関係をやっているという形でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） アパートの入居を紹介しているということですか。この間テレビで、福島県からの畜産農家の受け入れを山武市でやっぴまして、畜産のPRを兼ねて、肉の試食会をやったり、また旭市のほうでも、何かアパートを紹介するのも、非常に被災者の救助に、また復興に役立つのかなと思いますが、旭市のほうでもそういう農業に関する支援ができれば、旭市は農業では天下一の産出額を誇る市ですので、また考えていただけたらありがたいと思います。答弁は結構でございます。

○委員長（景山岩三郎） ここで休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

本案は、本会議で補足説明申し上げていることから、ここでは事業勘定の主要事業であります特定健診と人間ドック及び施設勘定の滝郷診療所につきまして、多少本会議と重複するところもありますが、補足説明を申し上げます。

325ページをお願いいたします。

8款1項1目保健事業でございますが、詳細につきましては右側の説明欄でご説明申し上げます。まず、説明欄1、特定健康診査等事業でございますが、これは、前年度比602万9,000円の減で、7,759万3,000円を計上いたしました。これは、現在、策定中の第2期特定

健康診査等実施計画におきましては、最終年度である平成29年度の目標受診率を60%とし、今年度の目標受診率は前年度と同様に50%と設定したところですが、特定健診の対象者である40歳から74歳までの被保険者数が減少したこと、また前年度実施しました、先ほども言いましたけれども、計画策定支援業務委託料の減などによる減額となったものでございます。

続きまして、326ページをお願いいたします。

説明欄3、短期人間ドック事業についてご説明いたします。予算額は、前年度と同額の3,259万2,000円を計上しました。受検者数は600名、内訳としまして1泊2日で360名、日帰りで240名と見込むものでございます。

次に、施設勘定であります滝郷診療所の診療日等について、若干ご説明させていただきます。平成25年4月より常勤医師の就任に伴いまして、診療日を水曜日と土日を除く週4日とし、診療時間を午前9時から12時、午後は1時半から5時までとさせていただきます。このことによりまして、来院される患者が増えるものと考え、歳入における診療収入、歳出における職員給与費及び医療材料費等の大幅な増を見込んだものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） ただいまの説明がありました特定健診についてお伺いしますけれども、目標、将来的には60%受診率を目指すというようなことでございましたけれども、目標を達成するためにどういったような対策を今後とられていくのか、その辺をお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 本年度、アンケート調査等を実施させていただきまして、未受診者のアンケート調査なんですけれども、その際には、運動教室とか、そういう習慣のをやっていただいて、習慣病をなくしていただきたいというような要望とかがありましたので、今後は、そういう教室等、来年度ですか、予算を計上してございまして、そういうのをやりながら、あと保健師等の訪問指導で徹底していきたいと思っております。ただ、受診率向上につきましては、これは広報なりでどんどんやっていくしかないかなと思っておりますので、あと保健推進員さんをお願いしたりして、実際には45%ぐらいの受診率でございますので、60%には、ちょっと最終的な29年度ですか、目標になりますけれども、頑張っていきたいと

思っています。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今、医療費の増加といったことがこれからどんどん増えていくと——増加が増えるというのはちょっとおかしいですね。増加していくということでございますけれども、そういった中で、医療費低下の対策の一つとしましてやはり健康診断が有効だと、未然に病気を防ぐと、そういったことが大切だということが言われているわけですが、特定健診の受診率がなかなか向上しないということでございますので、対策は、今までの考えているような対策ではなかなか向上しないと思いますので、未受診者の方々に何らかの方法で、受診してくださいといったようなことを連絡したほうがいいんじゃないかと思いますけれども、その辺も含めまして受診率は向上していただきまして、医療費の低下につなげていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 委員言われるとおりでございますが、今現在の方法ではある程度限られておりますので、これからは、もう少し知恵を出し合って、受診の勧奨を進めていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまでございます。

1点だけお伺いさせていただきたいと思います。滝郷診療所の先生なんですけれども、常勤ということで今ご説明がありました。それで、水曜日と土曜日はお休みで週4日ということなんですが、前回説明では、1日くらいどこかほかの病院へ行くような話があったかと思うんですね。その場合の収入というか、それを認めた上で、常勤をお願いしたんだろうと思うんですけれども、この今の時期ですからお医者さんを探すのは本当に大変だったと思うんですよ。よく探していただけたなと思いますけれども、やっぱりいろんな面から見ると多少問題点があるのかなと思えるので、その辺をちょっと確認したいんですけれども。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 1日ほかの病院へ行くんだろうというご質問ですけれども、1

日は、研修日ということで、ほかの病院へ行くということになっております。これにつきましては、一般質問でもございましたけれども、1日分の給料は無給とすることになっております。あと、職務専念義務の許可をとりまして行かせるようにしています。

収入につきましては、今いる病院の現給保障的なところでやっていきたいということで、ご勘弁いただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 微妙ですけども、研修に行った日も含めて、要するに給与は市のほうから出るということでもいいんですかね。ほかの収入はないと、先生は。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 研修に行った日は無給になります。その分は引かせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） しつこいようで申し訳ないんですけども、週4日で、要するに医療職用の報酬が出ていますけれども、それで決めて出しているということで、残りの週3日あるわけですけども、その間に先生は、特に収入は得ないわけですね。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） これは、収入は得る予定——実際にまだ行っていないので、どうなるか分かりませんけれども、その日は、あくまで職務専念義務を出しまして、兼業の許可も出しますので、そういう形で、その日については給料が出ないということになっております。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今の時世ですから、いろんな雇用形態というのがあって思うんですね。多分それが許されるんだと思うんですよ。それが実態だと思うんですね。ただ、公務員という話になると、兼業、副業という話はどうかのかなという、それがちょっとひっかかるんで、実際は、今の時世で副業を認めない、兼業を認めない、アルバイトを認めないという話になると、かなり雇用関係が厳しくなるんだと思うのね。それで、お役所での話なので、申し訳ないんですけども、ちょっと詰めさせていただいたわけです。

多分、私は、民間の人間ですから、あらゆる雇用形態も自由でいいと思っているんですけ

れども、やっぱり公務員となると多少縛られるところがあるのかなという気がするんで、お伺いさせていただきました。まず、お医者さんを探すということが大事なんで、そういった意味で本当によかったなと思っています。どうもすみません、ありがとうございました。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑は。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明申し上げているところでございますので、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

歳入の355ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算を基に積算しております。収納率でございますが、1節の現年度分特別徴収保険料は、年金からの天引きになることから、100%と見込んでおります。また、2節の現年度分普通徴収保険料は、口座振替または納付書によるものであり、過去の実績から97.46%と見込んでおります。

なお、保険料率でございますが、2年ごとの料率見直しにより、平成24年度、前年度ですか、同じ率でありまして、皆さん、ご存じだと思いますけれども、平成26年度からは県内統一の保険料になるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第4号、介護保険事業特別会計予算につつま

して補足説明申し上げます。

本案につきましても、全員協議会及び本会議の補足説明にてご説明申し上げたところでございますが、一部追加してご説明申し上げます。

予算書の372ページをお開きください。

歳入の6款繰入金、2項1目、説明欄1の介護給付費準備基金繰入金3,500万円ですが、歳出に対する歳入の不足額を基金から繰り入れするものでございます。これは、平成24年度から26年度までを計画期間といたします第5期介護保険事業計画策定におきまして、3年間の新たな保険料を設定するに当たり、保険料の上昇を少しでも抑制し、第1号被保険者の負担の軽減を図るため、介護会計で保有いたします基金の全額1億1,000万円を取り崩して財源に充てることとしたものでありまして、計画の2年目となります平成25年度は3,500万円の取り崩しを予定するものでございます。これによりまして、介護保険準備基金の残高は7,900万円となる見込みでございます。

次に、368ページをお開きください。

本年度予算額と前年度とを比較してございます。歳出の2款保険給付費ですが、対前年2億3,018万6,000円、5.5%の増を見込みました。要介護・要支援認定者がサービス等を受けた対価として支払うこの保険給付費が、歳出総額の97.2%を占めております。この対象となります介護認定及び介護サービスの利用状況でございますが、平成25年2月末現在で認定者数は2,501人、介護サービス利用者数ですが、これは平成25年1月の状況になりますが、利用者は全体で2,106人でございます。そのうち、居宅サービス利用者が1,480人、施設サービス利用者が626人というような状況でございます。

補足しての説明は以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入のうち、1款1項1目入院収益、2目外来収益は、24年度直近の患者数及び単価の実績をベースとして算出したしました。

次に、2項3目負担金及び交付金は、市の一般会計から繰り出される国からの地方交付税であり、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

次に、予算書の9ページをお開きください。

収益支出のうち、1款1項1目給与費は、病院職員に係る給与費で、技師、看護師確保に伴う増加、法定福利費の総合事務組合負担金の減額を見込んで計上いたしました。

2目材料費のうち薬品費並びに診療材料費は、入院・外来収益を勘案し、さらに近年増加傾向になっている化学療法を増加分を見込み計上いたしました。

3目経費のうち委託費は、遠隔画像診断業務の委託を見込みました。

6目研究研修費は、地域医療センター運営に係る費用、医師確保対策費用等を計上いたしました。

次に、予算書の11ページをお開きください。

10項1目その他特別損失は、4号館東、5号館及び6号館解体工事を予定し、この解体工事費及び簿価を計上いたしました。

以上により、当期利益8,502万7,000円、税抜きで5,325万1,000円と見込んでおります。

次に、予算書の12ページをお開きください。

資本的収入のうち、1項1目企業債は、放射線治療機器整備事業、病院情報システム設備事業に係る企業債借り入れ8億円を予定いたしました。

2項1目補助金は、放射線治療機器設備整備補助金、香取海匠地域自治体病院支援事業補助金等を計上いたしました。

資本的支出のうち、1項1目工事費は、再整備事業解体工事に伴う外構工事、医師宿舎建設工事等を計上し、2目資産購入費は、病院情報システム機器、医療機器、ソフト開発費等を計上いたしました。

2項1目企業債償還金は、元金償還として11億3,892万8,000円を計上いたしました。

以上で、議案第8号、病院事業所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。

私もあまりまだよく分からないんですけども、この間3月7日に独法化の研修というのがありまして、その中で、公営企業法全適でも、平成25年度ですか、経理の仕方というんですか、新システムになるという話をお伺いしたんですけども、その際、長村彌角さんですか、その新システムを入れるのに、かなり時間と費用がかかるんじゃないかという話をいただきました。ただ、中央病院さんはすごくきれいに経理ができていますので、最終決算書だけ整理するならそんなに時間はかからないのかもしれないですけども、その辺のお話を予算的には入っていたのか入っていないのか、私も私からいんですけども、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ただいまの質問に対してちょっとお答えいたします。

平成26年度から公営企業の会計制度が見直しになります。私どもの病院のほうについては、26年度からの見直しということで、できるだけ早目にそういう対応しなければいけないという中で、昨年の始め、一昨年あたりから動き始めました中で、一応、今年度この3月3日に取りあえず新しいシステムの入替えをしております。そういった中で、今、稼働させながら不具合等がないかどうか、その辺を見ております。実際には、来年の26年度の予算、ここから新しい会計制度の予算書を作成します。実際にどのくらい変わるかという中で、実際には今まで例えば借り入れ等については、例えば借入資本金というような、そういう名目でしたが、借り入れについては、1年以内に償還が来るものは短期借り入れと、それから1年以上先に来るのは長期借り入れと、そういったような分類で資産の勘定処理をして、それから資金関係についても、例えば国債等でもし預入した場合、1年以内に満期償還が来るものは短期の流動性資金と、1年以上たつものについては長期というような、そういう色分けで勘定処理をしております。

こういった中で、ただいま質問があった中で、私ども、今回、予算書を作っているわけなんですけれども、この中で、新しいシステムが少しずつ稼働している中で、新システムになったときにどのくらいその辺の差異があるかと、ほとんど差異はないはずなんですけれども、その辺の検証を実施していく予定であります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ありますか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 医師確保対策と看護師の確保対策ですか、これについて予算面でちょっとお伺いいたしますけれども、まず医師確保対策につきまして、予算書の41ページに、節で19節というんですか、医師確保対策費2,701万5,000円が計上されているわけなんですけど、昨年と比較して大幅に減少していると、昨年はたしか6,000万円以上あったと思いますけれども、かなり減少しているということでございますけれども、この理由と、この予算、どういったように使われているのか、お伺いします。

それと、看護師の確保対策ですけれども、看護師につきましては、看護師確保対策事業ですか、看護学校の事業をされて確保されているわけでありまして、そのほかにおきまして、看護師の確保についていろいろ対策がされているのかどうか、その2点をお伺いします。

それと、あと38ページですけれども、3節法定福利費、昨年もちっとお伺いしましたが、退職給与引当金、昨年はこの中で11億円弱を予算的に計上しているというような答弁でございました。本年度の予算を見ますと、昨年よりたしか4億円くらい減っているのか、本年度は26億円ですけれども、昨年度はたしか30億円くらいあったんじゃないかと思っておりますけれども、若干減らされてはおりますが、この辺、どのような状況か、退職給与引当金についてお伺いします。

それと、あと医師宿舎の建設工事の予算も出ておりますので、その辺もちっとお伺いしますけれども、医師宿舎につきまして以前からいろいろ常任委員会のほうでも協議されておりましたけれども、その中で私も一回お伺いしたんですが、これまでは、数年に1回ずつ、計画的にと申しますか、順次医師宿舎が整備されてきておりました。長期的な宿舎の整備については、やっぱり見通しというものが大事だと思います。そういった中で、今回、大規模な医師宿舎の整備をされるわけでありまして、今後の長期的な計画の中で、今後はどういったような考え方で整備をされていくのか、その辺をお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから、医師確保対策費の予算、前年との増減の理由とどんなものに使われているか。それから、もう一つは、看護学校の看護師確保のためにどういうことをしているのかというような形での2点についてご説明申し上げます。

まず、1点目の医師確保の対策費なんですが、こちらのほう、確かに24年度の予算は6,400万円ほど計上してあります。ただ、24年度、今年度の決算見込みですが、1,900万円ぐらいい見込んでおります。ちなみに、23年度の予算は1,010万円に対して、決算額はだいたい1,023万円ほどの決算額になっております。こういった中で、25年度の予算としては2,600万円ほど見込んだところでございます。

昨年なぜこんなに大きく予算配分してあったのかというこの辺は、地域医療の支援事業の中で、香取海匠自治体病院支援事業という中での医師確保という中で、予算の段階では千葉大等への医師確保のために寄附金というような形での予算を計上しておりましたが、これについては受けるほうも支払うほうもしてはならないということで、この辺は取りやめてございます。

それから、どういったものに使われているかということなんですが、これについては、ASAHIクリニカルセミナーといいまして、これは夏冬に併せてだいたい全部で4回やっております。これは、研修医関係、今現在、医大生とか、そういう者を対象に、旭市に呼んで病院の中を見学してもらいながら、最高3日間ぐらいかけて、いろんな病院の勉強なりしていただくというようなことをやっております。それから、あと救急医師の確保関係で、医学生の実習宿泊関係、こういったものにやっております。こういったもろもろで今年度2,600万円ほど見込んだところでございます。

それから、あと看護師の確保のためにということで、看護師については、平成20年度から、4年目の看護師を対象に、お隣の国の韓国に研修に行っております。こういったことをやることによって、各自のスキルアップを図り、看護師資格の補助、それから結婚後も安心して働ける環境ということで、院内保育園、こういったものを造ってやっております。保育園については、今年度また定員が少しオーバーするということで、今年度少し増員をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） ご質問いただきました退職手当引当金について説明を申し上げます。

おっしゃいましたとおり、平成24年度は、11億円の計上をし、これが実行されております。平成25年度は、これに対して4億円減の7億円を計上しております。じゃ、どうして4億円減となったかということについて説明を申し上げます。

現在の総合事務組合の規則で、累計の収支額が一定額を超えた場合は、その超えた額を翌年度の引当金、負担金の額から免除するという規定がございまして、ちょうど平成25年度がこの年度に当たっておりまして、4億円は、一定限度を超える額として、免除されるということを根拠に、4億円減の7億円の計上をしております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院施設課長。

○病院施設課長（永嶋英和） それでは、私のほうからは、医師マンションのことについて、新築後その他、長期的にどのように考えているかというご質問に対してお答えさせていただきます。

一般質問でも当院の事務部長からお話をさせていただきましたが、現在、医師宿舎、医師マンションとしては11棟保有しております。そのうち3棟につきましては、昭和56年以前の耐震基準で造られており、既に30年以上経過しております。これについては、現在のライフスタイルに合致していないということで、いろんな間取り、部屋の大きさ等々がございまして、これをリフォームするには非常に厳しいのかという状況でございますので、この辺は解体ということを視野に入れて、この3棟については進めさせていただきたいと思います。

その他の宿舎については、当然のことながら順にリフォーム、これも、できれば現在のスタイルに合った形の台所とか、ワンルームに関しても、やはりミニキッチン等のIH化等々は進めていきたいと考えております。しかしながら、リフォームするに当たって給排水等々の改修をしなければならないもので、上下階、左右階の部屋の相互を考えると、丸1棟をあけていただくのが非常にいいのかなとは思っていますが、やはりいろいろな諸情がありますもので、なるべく少なくとも同じフロア等々をあけて、リフォームを手がけたいと考えております。

実は、そういうことで、仮にそういう場合、あかなくなった場合もございまして、念頭に置きまして、その際は、一時的に民間のアパート等々を借用いたしまして、一時的な借用ということも考え、今後、対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 医師宿舎のほうから再質問させていただきますが、そうしますと今後、長期的な計画といったようなことで伺いましたんですが、今後については、宿舎の建設ということは考えないというようなことで、リフォームをこれからはしていくと、そういうこと

でしょうか。

それと、医師確保対策ですけれども、この予算書の中でのお話でしたけれども、医師確保については、ただいまご説明があったような予算の使い方をこの中でされていると思いますけれども、中央病院の大病院が、この程度の医師確保対策費で間に合っているのかなというように思いもしているわけであります。そのほかに、もし違った面で、先ほどちょっと予算の説明の中でありましたよね。病院費用のうちの9ページですか、研究研修費ですか、ここで医師確保といったような言葉がちょっと出てきたと思いますけれども、この辺でも医師確保についての費用が使われているのかどうか、そのほかのところであればお伺いします。

それと、退職の引当金ですけれども、予算書は、確かに4億円、昨年から比較して減らして計上されているということですが、実際の動きとしては、その後、動きがあったと思いますけれども、その辺の説明もしていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから2点お答えいたします。

まず、1点目なんですが、今後の宿舍整備の考え方のことですが、担当課長のほうからご説明しましたように、今後につきましては、まず大規模リフォームをきちっとやりまして、定期的なリフォームというものをまずやりたいということで考えております。

それと、民間活用についても、この間も本会議等で何回か答弁させていただいておりますけれども、やはり全て自前で全部造っていくというのはなかなか時代の中でどうかということもございますので、リフォームをやるということと、民間をいかに活用するかということも併せて、今後、考えていきたいと思っておりますので、そういう二本立てで、今後、これ以降については進めていきたいというふうに思っております。

それと、2点目ですが、医師確保対策でこれ以外にということですが、私ども、病院にとって医師の確保というのは、至上命題で、最も重要なことですので、実は、予算の中でもこの医師確保対策以外の委託費の中でも、やはり民間の専門の会社を使って、個別にアプローチをかけて、先生に来ていただくというような取り組みをしております。これは、委託費の項目に入っておりますので、ここの中には計上されておられませんけれども、ほかの費用も含めて医師確保については取り組んでおりますので、ここだけではないということもご理解をいただきたいと思います。

引当金については、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○委員長（景山岩三郎） 病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 退職引当金について補足の説明を申し上げます。

予算を作成した当初、当時の考え方は、平成24年度末で累計収支額が市と病院を併せて80億円になるだろうという、あくまでこれは予算作成時の推定でございますけれども、80億円が市と病院を併せた年度末の累計収支額になるだろうという想定いたしました。その当時の組合の規則は、76億円を超えた場合、累計収支額が76億円を超えた場合に、その超えた額を免除しますよという規定でしたので、これは4億円が減になるだろうということで、4億円を減にして、予算を計上いたしまして、その後、2月25日に組合の総会がございまして、76億円という限度額をさらに60億円に引き下げるという規則が決議決定されまして、その決議決定に従いますと、平成25年は、市と病院を含めて引当金の全額が免除されるだろうという今、見通しを持っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、先ほど事務部長のほうからありました医師確保のそのほかという中で、もう少し詳しく説明します。

医師の紹介ということで、外部のほうから招聘という形の委託費ですか、これで1,800万円ほど予算を計上しております。それから、本来、医師がやる放射線の読影の遠隔画像診断といいまして、これを9,600万円ほど予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 退職給与引当金のほうですけれども、来年度、25年度は、市も病院も掛金がゼロということですよ。そういうような今の状況ということでありますけれども、市の予算はちょっと所管ではありませんけれども、市もたしか6億円以上の退職の引当金は計上しているということでありますけれども、それも予算が浮くということになったわけでありまして、その辺の今後の扱いですか、どういったふうになっていくものかどうか、分かればお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 議案の質疑は途中ですが、お昼のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 午前中の質問に対する補足説明を少し振り返ります。

平成24年度の末の推定の累計収支額は80億円と申し上げました。これは、市と病院一体、組合から見ると常に、市と病院は一体、1つとして見ますので、一体として80億円が24年度末の累計収支額であろうと、これは推定されます。新しい規則、2月25日に決議された規則では、60億円を上回る額、つまり恐らく20億円が、今後25年度以降免除されるだろうということです。したがって、少なくとも25年度、単年度においては、全額、市と病院を含めて全額が免除されるだろうと。26年度になると、何がしかの免除額が少し減るだろうというふう

に推定しています。これは、あくまで旭市と病院一体としてそうなるだろうということであって、それ以外、それ以上のことはありません。

そうすると、今度、市と病院との間で、どのような案分で、考え方で、免除益というんでしょうか、免除の利益を分担するか、分配するかというのは、全く今、議論していませんで、これからゼロのスタートで市当局と議論を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 来年度につきましては、掛金は病院も市も払わなくてもいいといったようなことということでございますけれども、そうしますと市本体のほうは病院のおかげで退職金の掛金を払わなくてもいいと、そういうふうになると、そういうことだろうと思います。その辺の扱いについては、また私がどうこう言うことでもありませんので、病院のおかげということだけは間違いないということです。その辺を今後、市と病院のほうでよく話をさせていただきまして、浮いたお金を有効に使用していただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、じゃ午後になったのでちょっとだけ。

35ページのそのほか医業外収益というのがあるんですけれども、この中に公舎使用料というのがありますね。医師マンションの建設の話、最初の説明のときにちょっとお伺いしたんですけれども、結局、医師確保ということで、20億円で、30年で償却して、年間7,000万円くらいですか、そういうのがいいかどうか分からないんですけれども、100で割ると80万円くらいですから、月にすると六、七万円の話なんで、そうすると逆にそれを建てたことによって公舎使用料も入ると。

私は、基本的にあまりハードにお金はかけないで、給料とか手当で出せばいいのかなとかねがね言っているかと思うんですけれども、そう思っているものですから、ただこうやって考えてくると、月に六、七万円で公舎使用料がどのくらいなのか、それが今度減るわけですから、その辺が分かればちょっと教えていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 公舎使用料につきましては、私ども、医師の場合には、24時間365日、病院の敷地内に拘束しているということもありまして、通常、民間のアパートとか、そういったところの家賃と比較しますと相当安い形で賃貸をしております。これは、もう拘束しているという事実がありまして、だいたい7,000円とか8,000円、多いところで1万円そこそこぐらいの値段で家賃をいただいております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 電話料、ガス料、そのほかいっぱいあるんで、年額で3億6,700万円になっていますよね。電話、ガス、行政財産使用料でいろいろ入って、地権収益というのが、この辺は大きいんだろうと思うんですけども、公舎使用料というのはこれでどのくらいになるんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ただいまここに資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べてご報告します。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課により補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算について、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

最初に、歳入になりますけれども、歳入の13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金、説明欄1、保険基盤安定負担金は、額の確定によりまして国保会計への一般会計繰出金における保険者支援分を197万2,000円増額するものであります。

次に、12ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の説明欄1、保険基盤安定負担金は、これも額の確定によりまして国保会計への一般会計繰出金における保険者支援分及び保険税軽減分を783万8,000円増額するものであります。

次に、17ページをお願いいたします。

今度は歳出になります。3款1項4目国民健康保険費の説明欄1、国民健康保険事業特別会計繰出金は、法定分としての保険基盤安定及び出産一時金並びに財政安定化支援事業繰出金を1,816万1,000円増額する一方、職員給与費等及び法定外の繰出金を5,748万6,000円減額することによりまして、合計で3,932万5,000円減額するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 続きまして、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

最初、歳出になります。3款3項4目保育所費の説明欄1番、保育所運営費619万4,000円の増は、管外保育委託料と私立の保育所運営委託料で、管外保育委託料については児童数が当初見込んだ人数より18人増え、私立の保育所運営委託料については、見込んだ児童数より2名増え、さらに3歳未満児の割合が増加したことによるものです。

続いて、11ページをお開き願います。

この事業に充当する特定財源は、13款1項1目2節の説明欄1番、保育所運営費負担金309万7,000円及び続いて12ページになります。14款1項1目3節の説明欄1番、保育所運営費負担金154万9,000円を見込んでおります。

以上で、議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、議案第9号の庶務課所管の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページをお開きください。

ここでは、繰越明許費の補正ですが、一番下の10款教育費、2項小学校費、事業名ですが、小学校大規模改造事業、増の理由です。富浦小学校及び三川小学校の屋内運動場改修工事、それと飯岡小学校の東校舎の外階段を設置するものでありまして、この事業を前倒しで実施することとなったため、今回の補正で事業費を計上させていただきました。その分を繰越明許として計上し、全額を繰り越すものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

国庫支出金、一番下の2行、教育費国庫補助金の中で、まず小学校費の国庫補助金3,309万8,000円、これにつきましては、今、申し上げました3校の学校施設環境改善交付金、防災機能強化ということで補助率が3分の1となっております。下の中学校費の国庫補助金につきましては、飯岡中学校を今回、減額させていただきますので、併せて歳入のほうも減額させていただきました。

続きまして、21ページをお開きください。

10款2項1目、説明欄1の小学校大規模改造事業です。1億452万4,000円です。15節工事請負費9,734万2,000円は、繰越明許費でご説明させていただきました3校分の事業費で、前倒しで実施することとなったため、今回、補正でお願いします。

それと、本会議のほうで財政課長から説明申し上げましたが、飯岡中学校の改築事業費につきましては、今回、減額させていただきます、新たに先ほどご協議いただきました新年度予算のほうに計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、議案第9号のうち生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

22ページをご覧いただきたいと思います。

歳出になりますが、10款4項13目、説明欄1の働く婦人の家管理費4,520万3,000円は、先

の議会の全員協議会その他の事項でもご報告いたしました。旭市保健センターと旭市働く婦人の家の建物に係る耐震改修工事並びにその設計管理業務委託料でございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほど議案第8号で、佐久間委員からの質問の中で公舎家賃の件、すみません、ただいま資料が届きました。3,613万1,000円を予算として見ております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算は、歳入歳出それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億7,800万円とするものであります。内容につきましては、本会議で補足説明したところでありますが、ここでは診察を受けた際の窓口負担である一部負担金の免除について若干補足説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳出、2款1項1目一般被保険者療養費給付金において、震災に係る一部負担金の免除分として、4,008万2,000円を増額し、47億4,326万4,000円とするものであります。一部負担金の免除額としては、9月の補正分を併せまして、全体で9,326万4,000円を見込んでおります。

なお、この一部負担金の免除額相当分が、7ページの歳入、4款2項1目財政調整交付金にて財政支援されるものでありますが、平成24年3月から9月分の診療分は10分の10、10月から12月の診療分は免除額の10分の8が平成24年度として措置されますが、平成25年1月から3月分につきましては平成25年度の財政調整交付金として措置されるものです。また、一般質問でもお答えしましたが、この一部負担金の免除につきましては、25年3月31日をもっ

て終了予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第11号、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算につきまして補足説明申し上げます。

今回、補正を行う理由でございますが、平成23年度決算におきまして保険給付費等が確定し、国・県・市からの交付金が精算によりまして超過交付なり、返還が生じたため補正でお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、特に追加しての説明はございません。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 本案件につきましては、本会議で補足説明させていただきました。特に追加してのご説明はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第15号につきましても、特に追加してのご説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第16号につきましても、同じく追加しての説明は特にございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、議案第17号の旭市小規模水道条例について、補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、50人以上の者に水を給水し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象として、その衛生管理等を定めた条例でございます。この市の水道事業から供給される水のみを水源とするものにつきましては、小規模簡易専用水道といいまして、それ以外、上水また自己水源、これは井戸水ですけれども、そういったものを水源としております水道につきましては、小規模の専用水道というふうに区分けされてございます。

市内にこの水道法の適用除外施設といいますのは、先ほどの小規模の簡易専用水道、これにつきましては、給水人口が100人以下、なおかつ1日最大20立方メートル以下というようなことを思っております。この該当する施設につきましては、現在、市内には21施設ございます。また、小規模の専用水道ですけれども、これにつきましては受水槽へ10立方メートル

ル以下ということで、これらに該当する市内での施設につきましては、現在4施設ということで、こういった施設についてをこの条例の中で、管理をしていくというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 課長、ちょっとお伺いしたいのですが、この水道施設もそういった小規模施設が21あるということでございますが、私の部落でも使ってはいるんですが、私個人的には、植木に水をかけてしか使っていないんですが、それでも実際に飲料水として使っている家庭が、相当数うちの部落でもあるんですが、当時、私も、水道の組合長をやっていたときに、保健所で検査してもらうと、尿酸窒素ですか、これが非常に多いと。これはなぜかということ、豚舎の堆肥ですか、そういったものが、最近、多く使われるようになって尿酸窒素が多いということで、相当危険度はあるんじゃないかなということで、水道組合にはお話ししてきたのですが、いまだ使用しておりますので、そういった管理の指導を環境課長の行政のほうで指導していただければありがたいなと思いますので、お願いをしたいと、よろしく申し上げます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今、委員からお話がありましたけれども、今お話があったその地域で使っている簡易水道といいますか、そういったものだと思うんですけども、今の私のほうで、条例の中で規制されていく施設には該当しておりません。

ちなみに、1か所ほど海上地区で、やはりそういった水道組合が組織されておりますけれども、そういった施設は今この中に上がっておりますけれども、今、委員がおっしゃった内容の施設については、ここの条例の中では規制されていく施設にはなっておりませんので、ただ、今おっしゃっているように地域でそういう利用されているということですので、そういった住民の方々のいろいろな健康的な部分を含めて、そういった意味では環境課のほうでもそういったことについては見ていきたいと、そんなように思います。よろしく申し上げます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
環境課長。

○環境課長(大木多可志) それでは、続きまして第18号についての補足説明を申し上げます。

この第18号の旭市が設置する専用水道の水道技術責任者の資格を定める条例でございます。
この条例につきましても、水道技術管理者の資格に関する基準につきまして、水道法の改正
がございまして、その中で、水道政令で定める基準を参酌して、地方自治体が資格の基準等
を定めるというようなことになったものでございます。

なお、旭市が設置する専用水道といいますと、現在、市で設置する専用水道というのは、
旭中央病院の本館と1号館、それと特別養護老人ホームの東総園がこの専用水道に当たると
いうことで、現在もう既に中央病院におかれましては、この基準に基づいた資格の水道技術
管理者というのは置かれていると思います。ただ、これが、今度、市の条例の中でこういっ
た基準を定めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長(景山岩三郎) 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(景山岩三郎) 病院施設課長。

○病院施設課長(永嶋英和) 私どものほうに、1名、資格を取った者がおります。

以上でございます。

○委員長(景山岩三郎) ほかにいいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
環境課長。

○環境課長(大木多可志) それでは、議案第24号について補足説明を申し上げます。

この条例につきましても、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正というこ
とで、この条例につきましても、環境省令に基づき市が設置する一般廃棄物処理施設、これは
市のクリーンセンターの施設でございます。ここに置かれております技術管理者の資格に関

する基準につきまして、これについても、環境省令で定める基準を参酌して地方自治体が条例で定めるというようなことで、改正を行うものでございます。

この本市が設置する一般廃棄物の処理施設、市のクリーンセンターですけれども、焼却施設と併せまして併設されております粗大ごみの処理施設または資源ごみの処理施設、それと最終処分場の処理施設と、こういったところに技術管理者を現在も置いてございます。ですから、それを今度、市の条例によってこの資格基準を定めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 議案第28号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりです。追加での補足説明はありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、病院所管事業の補足説明を申し上げます。

現行の条例は、事業管理者が病院長を兼ねることを前提に、事業管理者の給与は病院長の給与とするというような規定となっております。このため、事業管理者が病院長を今後兼ねない場合に不都合が生じますので、その際にも適正に給与等が支給できるようにするために、新たな条例を制定するものであります。

条例の概要を少し説明申し上げます。

まずは、第2条において、病院事業管理者の給料月額を定額として定めます。

第3条の第1項から第3項まで、そして第5条は、事業管理者に対して、所定の通勤手当、

期末手当及び旅費を支給するものであります。また、第3条の第4項は、事業管理者が医師である場合で、かつ診療を行う場合は、これらの手当のほかに病院事業企業職員の給与に関する規定の例により、辺地手当、地域手当及び特殊勤務手当を支給するものであります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第29号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今回は事業管理者の給与に関する条例ということで提案されたわけですが、これまで中央病院に関しましては、院長と事業管理者が、同じ方がずっと務められてこられたということでございまして、そういった中で、今回この院長と事業管理者で、業務の分担をしたほうがより適切な仕事ができるというような説明が以前されたわけでございます。

そういった中で、院長と事業管理者がどのような業務の分担と申しますかされるのか、その辺について説明をお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） ただいま病院内で議論の最中ではございますけれども、基本的な考え方としては、事業管理者は病院事業の経営統括を行う。そして、病院長は病院の医療統括を行うと、こういう基本的な考え方に基づいて、今、細部の議論を行っている最中でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今、病院内部で議論されているということですが、議論されて、その結果、いずれこういったことで、事業管理者はこういったことに関して職責があると、院長はこういうことだといったことが、定められる、何らかの形で定められるものかどうか、その辺について伺います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 実は、現行の院内の管理規程に、病院長の専権事項ということで規定が既にごございますので、これは今まで事業管理者と病院長が一体のもので運用し

ていた規定でございますので、今後、明確に事業管理者と病院長を分けるということに伴って、この規定自体を少し変更したり追加したりすることで、明確に、院内規程レベルですけれども、明確にしようというふうに、今、作業を進めている最中でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第30号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

昨年、平成24年10月に、医師の定着を目的としまして、3年から5年の専修医を従来の臨時職員から正規職員にいたしまして、このために46名の正規職員増となっております。これに加えて、看護師、検査技師など適正な医療を提供するために必要な人員増に対して、病院事業企業職員の定数を現在の1,880名から1,970名に、引き上げを行うものであります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） この議案に対して反対だとか何とかというんじゃなくて、雇用形態というか、分からないところがありますので、確認、しつこいようですけれども、ちょっと

確認、教えていただきたいと思います。

今、研修医は臨時職員だという話がありました。まず、その前に、今年の正月は1,851人いるということなんですが、これは全部正規職員なんだろうと思うんですね。この研修医は臨時職員で、その後、正規職員にするということは具体的にどういうことなのかなという、ちょっと分からないところがあるんですね。

まず、1,851人は、全部共済保険は入っているんですよね。その辺を一回教えていただけますか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） おっしゃるとおりです。1,851名全員共済組合に加入しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） その研修医は、臨時職員ということでも、共済に入っていらっしゃるわけですよね、入っているんですね。だから、入っているということでもいいんですね。そうすると、正規でない人で社会保険に入っている職員もいらっしゃると聞いているんですけども、その辺は1,851人のほかにどのぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 私の説明が少しくまらなかったかも分かりませんが、もう一度説明します。

定数条例の対象になっている職員は正規職員でございまして、これは全員共済組合のほうに加入しております。医師は今240名ほどおりますけれども、このうち170名が、今、正規職員で、残り70名が、1年生、2年生の初期研修医として、こちらのほうは共済組合ではなく社会保険のほうに加入しています。去年、平成24年10月に、3年生、4年生、5年生、46名、これはその当時まだ臨時職員として社会保険の加入者だったんですけども、医師の定着対策の一つとしてこれを正規職員に引き上げて、共済に加入させようということをやったわけでありまして。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） しつこくて申し訳ないんですけども、実態を教えてもらいたい。それで、研修医は臨時で、正規では共済に入ると。例えば、研修医は、兼職、中央病院だけじゃなくてほかに勤めて、ほかから収入を得るということも可能なんじゃないでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 研修医は、1年・2年生を初期研修医、3年・4年・5年を後期研修医または専修医と呼んでいますけれども、兼職については事実上あり得ません。これは病院で100%研修に励んでいただいておりますので、それは事実上あり得ないと、申請があっても、病院としては許可いたしません。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 最近お医者さんで、例えば週3日だけこちらに来て、週2日だけどこかほかに行きたいとか、そういった契約の仕方、それは職員じゃなくて、委託とか何かそういった契約になるんでしょうかね。回数が多くなっちゃうので、もう1回ついでに聞いちゃいますけれども、例えば事務部長は例年ですとだいたい2年くらいで交代されます。この1,851人の中に多分カウントされているんだろうと思うんですけども、身分とすれば県の職員ではその間ないんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 県から派遣ということで私は来ておりますので、身分的には県の職員の身分と旭市職員の身分、両方兼ねておりますので、私もれっきとした旭市の職員でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明申し上げます。

本会議の補足説明でも申し上げたとおり、子ども医療費と併せて重複部分を一本化し、制度を見直し改正するものです。子ども医療費は、新しい受給券が交付される8月診療分から、対象年齢を中学3年生まで引き上げますので、ひとり親家庭の子供については、それから3年間の助成を行おうとするものでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第35号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） 議案第36号、旭市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、商工観光課が所管する旭市働く婦人の家を新年度から、名称を旭第2市民会館に改め、生涯学習課が所管する旭市民会館と併せて一括管理するため、所要の改正を行うものであります。

まず、第2条の市民会館の名称と位置ですが、施設が1か所から2か所に増えることから、次表として2か所を併記するように改めるものであります。

続いて、第10条では、使用料の根拠について旭市使用料及び手数料に関する条例に定めるところにより規定するものでございます。

なお、この条例の施行日は平成25年4月1日とし、これに伴いまして旭市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例は廃止することといたします。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第36号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

これは、世帯主として持ち家を新築・購入した場合、5年に限り月額2,500円の住居手当を支給するという規定がございましたけれども、これは、国や市長部局に倣い、この際、持ち家に係るこうした住居手当を廃止するというものでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第37号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第37号の質疑を終わります。

続いて、議案第38号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第38号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第38号の質疑を終わります。

続いて、議案第39号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 議案第39号の墓地条例を廃止する条例ですけれども、本会議及び議案質疑の中でご説明をしたとおりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第39号の質疑を終わります。

続いて、議案第43号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、議案第43号、指定管理者の指定についての補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、旭市干潟保育所の指定管理者の指定でありまして、本会議でもご説明申し上げたように、公募によらず指定管理者候補者選定委員会での審議結果に基づきまして、現在の指定管理者である学校法人旭鈴木学園を指定するものでございます。

干潟保育所では、指定管理者への委託後、通常保育、一時預かり、延長保育に加え、直営事業では実施できなかった病児・病後児保育や土曜日の午後5時30分までの延長保育といった充実した保育サービスが行われております。当該法人については、保育サービスが充実していること、入所児童の保護者からも信頼を得ていること、施設の管理運営を安定して行う体制を備えていると判断され、極めて良好に管理運営をいただいていると考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わります。

議案第43号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第43号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会の所管について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第43号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長一任に願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時18分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 保険年金課から、第2期特定健康診査等実施計画の策定についてご報告させていただきます。

現行の旭市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、平成20年度から5年間で1期として策定され、この計画に沿って今まで各種事業を実施してきたところでございます。この第1期実施計画は24年度末が終期であることから、本年度、受診率の向上を図るため、未受診者アンケートを実施した後、平成25年2月7日開催の国民健康保険運営協議会でご審議をいただき、その後、パブリックコメントを経て、平成29年度までの5年間で第2期とする実施計画は策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、この実施計画書につきましては、現在、印刷を行っているところでありますので、議会閉会日に、議員の皆様へ、先に実施したアンケート調査報告書とともにご配りしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、社会福祉課所管の関係で、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会が運営する障害福祉サービスの就労継続B型支援施設「あじさい工房」による自立支援給付費の不正請求問題につきまして、千葉県による処分が今月末に発表されることから、事前にこれまでの経過を含めてご報告いたします。

昨年の7月の下旬でございますが、旭市手をつなぐ育成会の理事の一人から、あじさい工房において自立支援給付費の不正請求がある旨の通告がございました。不正請求は、当時の代表者である〇氏の独断によるもので、8月10日付の文書で、手をつなぐ育成会に、責任は自分である、自分一人の責任である旨の書面が提出されていることを聞いております。ま

た、同時期に、事業所の指定認可をしました千葉県障害福祉課に同様の通告があった旨も聞いております。

その後、県障害福祉課より、旭市手をつなぐ育成会への立入検査も実施するに当たり、市に協力依頼があり、立入調査を実施いたしました。調査の結果、利用者の利用状況、従業者の出勤状況等の確認をいたしましたけれども、帳簿書類に不備があり、不正請求額を確定するためには、利用者の保護者全員に利用の確認をする必要が生じたため、文書にて利用状況を照会し、不正請求金額を確定いたしました。

なお、この確認作業中に〇氏が来庁いたしましたので、その折に全額返還する旨の回答はこの時点で得ております。

この間、旭市手をつなぐ育成会では、臨時総会を開催し、役員の改選が行われ、10月から〇氏から現会長のS氏に会長職が引き継がれております。

年が明けまして、1月下旬に県の障害福祉課において、自立支援給付費の不正請求に係る処分の判断材料としまして、1つ、不正請求額の全額返還、2つ目として、旭市手をつなぐ育成会の役員の刷新、3つ目として、経営の安定性が担保されるような事業計画書の提出、以上3項目を実施するように育成会に指導が行われたようであります。

2月下旬に、手をつなぐ育成会の現会長でございますS会長が来庁いたしまして、3月中旬を目途に、あじさい工房の事業を終了したいと考えていると、そういう申し出がございました。

なお、この間に、利用者がこれからも従事できるような就労訓練の場を確保していただきたいという要請がございまして、障害者の利用者の方の意向を第一と考えて、保護者を対象に、意向調査を実施しております。今後の関係ですけれども、県としましては、3月18日、来週の月曜日でございますが、この弁明の機会を与える聴聞会を開催すると聞いております。そして、3月28日もしくは29日に処分の通知が発送され、同日、記者発表になる見込みというふうに聞いております。

本市といたしましても、県の処分内容を基に、今後の対応を検討したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） それでは、所管事項の報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 旭中央病院について、2点ほど質問したいと思います。

まず、1点目は中央病院の来年度の医師数の見込みについてです。昨年の4月には、旭中央病院でも医師が一昨年に比べて大幅に減少し、私も大変心配いたしました。その後、病院においても医師確保にいろいろな面で努力されていると伺っておりますが、この春、4月1日現在の医師数の見込みはどのような状況なのか、お伺いいたします。

2点目ですが、医師の減少が経営へ影響することも懸念されておりましたが、本年度の病院の収支見通しはどのような状況なのか、お伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、1点目のご質問につきまして説明を申し上げます。

医師の人数、これは先ほど議論にあった研修医を含めた人数ですけれども、平成23年4月1日で258名だったところが、平成24年4月1日で244名、つまり14名の大幅な減となりました。この関係で、皆様には大変なご心配をおかけしまして、多くの患者様には、ご迷惑、ご負担をおかけしまして、誠に申し訳ないことでございました。病院としましては、大変な危機感を持って、1年間通して、病院長以下、医師の定着と確保に取り組んでまいりました。その結果、平成25年4月1日の医師数の見込みでございますけれども、少なくとも大幅な減は、回避することは確実です。今、きょうも、実は、眼科医の面接等は病院のほうで行っているような状況で、まだ少し変動がありますけれども、大幅な減ということは確実に回避できる見込みでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、2点目の収支なんですけど、平成24年度なんですけど、1月末終了時点での収支状況表によれば2,234万円ほどの利益を現在確保しております。3月末、最終的な終了時点での最終の利益としましては、約1億円程度の利益は確保できる見込みであります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

環境課以外は退席してください。

しばらく休憩をいたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時32分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る2月28日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願の1件であります。

それでは、請願1号について審査に入ります。

紹介議員であります林一哉議員より説明をいたします。

○委員（林 一哉） 紹介議員の林一哉でございます。

2月の下旬ですか、私のところへ、佐原土建の組合の旭市の方で会員の方が私のところへ参りまして、私も、昭和48年ですか、建設業関係にタッチしておりましたので、そういう状況、建設業でアスベストを使うというような建築が、あちらこちらでなされているというようなことも承知しておりました。

なお、アスベストも、種類がありまして、鉄骨造りでさび止めを兼ねて吹き付ける方法もあったし、あとアスベストの資材を天井とか壁に張り付けるというような、そういうことも、私も存じておりましたので、こういうアスベストの被害者の早期救済の解決を図るべきだというふうに私自身も思っておりましたけれども、また3.11の大震災でも、何か東北方面でも、あちらこちらに、とにかく体育館、それから各施設ですか、そういうところでもアスベスト資材が結構使っているように聞いておりますので、ぜひこの被害者の救済のために、やはりこの請願を国のほうへ、救済を働きかける意見書は提出すべきだというふうに、私自身も思っておりましたので、そういうことで紹介議員になりましたので、十二分な審議をよろしく

お願いいたしたいと思います。

以上で、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。

この請願の趣旨を読んでいただければ分かりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、終わります。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

林一哉議員の説明は終わりました。

続いて、環境課より参考意見がありましたらお願いをいたします。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまの請願のほうの内容ですけれども、今まだ国のほうのこういった救済制度というのが遅れているというのは現状だと思います。しかしながら、国においても、18年に石綿の健康被害救済法が施行されまして、その後、23年にも、対象者の拡大ですとか、また救済の期間の延長ですとか、そういったことで、一部改正しながら実施をしている状況だと思います。

あと、こういった建築の労働組合からの請願というのは、やはり我が市だけの問題ではなくて、東京都または埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、そういうふうな形で同じようなこういった請願というものが出されておまして、それらについて早いところでは昨年から国のほうへ意見書を上げている自治体も多々ございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

それでは、請願第1号について審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

大変ご苦勞さまでした。

ここでしばらく休憩に入ります。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時43分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

請願第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 今、事務局のほうから、近隣では、香取市が否決、匝瑳市は採択という、そして銚子市には、これは出てないということであります。先ほど環境課長からの補足の中で、もう既に国がこの救済法についてやっているということでもありますので、我々地方自治体からあえて出さなくても、それなりの関係者が国に働きかけ、そしてやっているようですので、あえてここで私どものほうから請願する必要はないんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで皆さん方のご協力をいただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して、採決をいたします。

請願第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成少数。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願ひたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎）　以上で審査は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会　午後　２時４６分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎

総務常任委員会

平成25年3月15日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 5 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 1 号 旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 新市建設計画の変更について

出席委員（7名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	伊 藤 保
委員	高 橋 利 彦	委員	柴 田 徹 也
委員	太 田 將 範	委員	飯 嶋 正 利
委員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 林 俊 介

説明のため出席した者（２３名）

副市長	増田雅男	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	加瀬寿一
企画政策課長 兼被災室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
監査委員 事務局長	馬淵一弘	その他担当員	１２名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	榎澤茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案、8議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきますと思います。

よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さん、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました議案は8議案であります。どうか慎重なる審査をお願いしたいと思います。

また、この席に私も最後まで同席できませんけれども、よろしくお願い申し上げます。

では、木内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりご挨拶をお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまです。

本日、審査をお願いいたします議案は、平成25年度の予算議案が議案第1号の一般会計の1議案、平成24年度の補正予算議案が議案第9号の一般会計の1議案、条例の制定議案が議案第21号の市営住宅の整備基準を定める条例の1議案、条例の一部改正議案が、議案第25号の市営住宅条例、議案第32号の非常勤職員の費用弁償条例、議案第33号の公益法人への派遣条例、議案第34号の一般職の給与条例の4議案、議案第45号の新市建設計画の変更が1議案の計8議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

ここで林議長は所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（議長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 2 月 28 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 25 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 9 号、平成 24 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 21 号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例制定について、議案第 25 号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 33 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 34 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての 7 議案と、去る 3 月 6 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第 45 号、新市建設計画の変更についての 1 議案の計 8 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第 1 号、平成 25 年度旭市一般会計予算の議決につきましては、既に過日の全員協議会におきまして予算の概要を説明申し上げ、また本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところであります。ただ、さらに何点かに絞りまして、各所管課より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、総務課所管の人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の 288 ページをお願いいたします。

給与費明細書の一般職分でございます。

表をご覧ください。

まず、上段の（１）総括の職員数、本年度 691 人は、平成 25 年 1 月 1 日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、採用者及び会計間の異動等を考慮して、25 年度の配置予定者数を計上したものです。前年度と比較して 14 人の減となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額は 25 億 7,566 万 1,000 円、前年度と比較して 6,190 万 7,000 円の減となっております。これは、主に職員数の減によるもので、給与改定に伴う減額分と定期昇給による増加分及び退職等のいわゆる新陳代謝による減額分も含んでおります。

職員手当につきましては、下段に内訳を掲載しております。まず、扶養手当です。手当の内訳は、配偶者の扶養手当が月額 1 万 3,000 円、子ども等の扶養手当が 1 人 6,500 円です。前年度と比較して 168 万 6,000 円の減は扶養人数が減少したことによるものです。

次に、住居手当です。この内容は、借家の家賃に応じて計算し、支給限度額は 2 万 7,000 円で、前年度と比較して 331 万 5,000 円の減額は、持ち家分に係る経過措置額の廃止によるものです。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道 2 キロ以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は定期券等の運賃相当額を支給しております。前年度比較 169 万 8,000 円の減額は、支給人数の減によるものです。

次の特殊勤務手当、時間外勤務手当については前年度と同額です。特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は 1 回 200 円から 500 円です。次の時間外勤務手当は、平日の午後 10 時までは 1 時間当たりの時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額、週休日の午後 10 時までは 100 分の 135 を乗じて得た額、午後 10 時から翌朝の午前 5 時までは、さらにそれぞれ 100 分の 25 を加算した額等を支給します。

次に、宿日直手当です。これは、休日の日直業務をした者に支給するもので、1 回 4,200 円を支給します。

次の管理職員特別勤務手当及び下段の休日勤務手当については前年度と同額です。管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日に勤務した場合に 6,000 円から 1 万円の範囲で支給するもので、実際は、手当に替えて代休で処理することがほとんどです。次に、休日勤務手当は、休日に勤務した場合に、1 時間当たりの時間単価に 100 分の 135 を乗じて得た額を支給するものです。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月 2 万 7,800 円から 4 万 4,300 円を支給するものです。前年度と比較しまして 398 万 4,000 円の減額は、管理職人数の減によるものです。

続いて、期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6 月が 1.225 月、12 月が 1.375 月、勤勉手当は 6 月も 12 月も 0.675 月で、合計で年間の支給率は 3.95 か月分であります。前年度と比較して、期末手当は 1,771 万 5,000 円の減、勤勉手当は 909 万円の減となっております。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給されるものであり、3 歳未満の子どもについては月額 1 人 1 万 5,000 円、3 歳から 12 歳までの子どもについては、第 1 子と第 2 子は 1 人 1 万円、第 3 子以降は 1 人 1 万 5,000 円、中学生については 1 人 1 万円支給されるものです。

なお、子ども手当からの制度改正によりまして、3歳未満の子に係る支給額について1人当たり2,000円の増額と、3歳以上の子に係る支給額については1人当たり3,000円が減額されたところであり、さらに支給対象となる子ども人数の減少分を考慮して、前年度と比較して160万8,000円の減となっております。

夜間勤務手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しており、対象は主に消防職員です。

以上で総務課所管の補足説明を終わりにいたします。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、予算書の64ページをお願いいたします。64ページです。

2款1項8目電子計算費の説明欄2の電算システム運用事業、13委託料です。1億1,886万4,000円と、それと14使用料及び賃借料1億6,657万3,000円について、2つご説明申し上げたいと思います。

初めに、電算機保守委託料、1億610万9,000円です。これは、市役所内の電算に係る保守委託料でありまして、住民票だとか印鑑証明、住民税、固定資産税、保育料、健康管理等の住民情報系システムと財務会計、文書管理、人事給与等の内部情報系のシステムの保守委託料でございます。

次に、電算業務委託料、2,275万5,000円は、統合型地理情報システムだとか、あとは国や地方公共団体を結ぶL G W A N機器の更新に係る業務委託や戸籍システム、子ども医療システム、住民基本台帳システム等の改修に係る業務委託料でございます。

次に、14節使用料及び賃借料の事務機器賃借料でございます。1億6,556万5,000円です。先ほど説明しました住民情報系システムや内部情報系システム等に係る電算機器の賃借料等で、既に5年間の長期継続契約を行っているものでございます。

次に、少し飛びますけれども、予算書の199ページをお願いいたします。199ページです。

8款4項2目住宅建設支援費の説明欄1の被災者住宅再建支援事業7,500万円でございます。東日本大震災により被災した世帯のうち、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯に対しまして、県の制度があります。この県の制度による支援金を交付するものでございます。予算の内訳ですけれども、液状化等により、半壊、一部損壊を受けた住宅の基礎の修復や、住宅の地盤復旧工事を行った場合の上限額100万円が56世帯、それから半壊を受けた住宅を補修した場合の上限額25万円、76世帯合計の7,500万円を計上したものでござい

ます。

以上で、第1号、企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、当初予算につきまして、市税の補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをご覧くださいと思います。

1 款の市税でございます。平成25年度の市税の合計額につきましては、68億7,500万2,000円で、前年度比2億3,600万3,000円、3.6%の増を見込んでおります。ちなみに、内訳としましては、現年度分につきましては、67億1,273万2,000円で、前年度比2億3,086万4,000円、3.6%の増、滞納繰越分につきましては、1億6,227万円で、前年度比513万9,000円、3.3%の増を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1 項 1 目個人市民税につきましては、27億7,295万9,000円で、前年度比9,796万9,000円、3.7%の増を見込んでおります。このうち1節の現年課税分の均等割につきましては、納税義務者3万2,133人を見込み、税率3,000円を乗じまして、調定見込額9,639万9,000円といたしました。現年課税の徴収率につきましては、95.5%で、前年度比0.2ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、1 項 2 目法人市民税につきましては、5億953万9,000円で、前年度比5,716万円、12.6%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、98.4%で、前年度比0.2ポイントの減を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は、26億8,997万8,000円で、前年度比117万2,000円の減を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、95.0%で、前年度比0.3ポイントの増を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は、1億5,191万3,000円で、前年度比1,398万6,000円、10.1%の増を見込んでおります。現年課税分の徴収率につきましては、94.0%で、前年度と同率を見込んだものでございます。

続きまして、4 項 1 目市たばこ税でございますが、5億557万8,000円で、前年度比6,374万3,000円、14.4%の増を見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

7 項 1 目都市計画税は、2 億3,455万9,000円で、前年度比405万円、1.8%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、95.0%で、前年度比0.3ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、13ページの市税についてお尋ねします。

行政運営上で、歳入の中で市税は根幹をなすものでありますが、そういう中で、この市税の徴収率、これは、何を基準に、徴収率を決めてあるのか、まず最初にお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 徴収率につきましては、24年度の徴収見込みの徴収率、それから過去の伸びを基準に、25年度の徴収率を決定しております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 前年、その辺をベースに、徴収率を決めたということでございますが、こういう税を含めた中で、今、行革課が作られているわけですね。それで、行革課の中ではこれらを含めてやるということですが、ということになっているわけですね。そんな中で、アクションプランにもこの徴収率を上げるための数値が示されているわけですね。ですから、行革にもそれがあるわけですから、やはり数値目標がなければ、これは、計画というのは何もならないと思うんですが、そういう中で、なぜ前年のベースじゃなく、この行革のアクションプラン、それを基準に、この徴収率を考えていかないのか、その辺、ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） アクションプランの目標数値、確かにございます。それで、予算の歳入の立て方なんですけれども、税、確かに収入の根幹をなすものでございますので、あくまであまり高い目標数値を組みますと、歳入欠陥という大きな問題がございますので、過去の流れと、それから24年度、直近の見込みの徴収率を基に、言葉はどうか分かりませんが、安定した財源を得られるような予算の組み方というようなちょっと消極的ですが、そ

ういう形で組んでおります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、旭市は、徴収率は悪いんですよね、県内でも。それで、それらを含めた中で、この行革課ができたと思うんですが、それは歳入欠陥を起こしたという問題もあるかもしれませんが、やはり数値目標が無ければ、これは誰もやる気にならないと思うんです。それでまた、やらないと思うんですよね。これは、例えばそういう歳入欠陥を起こしても、これはその数値目標を掲げた中でやっていくべきだと思いますが、その辺、副市長、それから行革の課長、よく私が、行革課を作ったときには数値目標がなかったからと言いますが、やっぱりそれでは何のために行革課を作ったか分からないと思うんですが、その辺を含めて、この行革のアクションプランも含めて、どういうふうに今後やっていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 予算の歳入での徴収率とは別個にアクションプランの目標数値があるということで、まず1点ご理解いただきたいと思います。

アクションプランのほうでは、毎年0.2ポイントずつ上げていこうということで、税については目標ができておりまして、その目標はこの予算よりも高い目標になっております。ただ、先ほど税務課長が回答しましたとおり、予算の上では、ちょっと安全を見たいということで、低目で設定されているということですが、今年度、24年度に徴収対策室ができて以降、このアクションプランの数値よりももっと頑張ろうということで、徴収対策会議というのを毎月やりながら進んでおりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 皆さん方、こういう書類を作るのは誠にまめによく作るんですよ。ただ、これが実行されなくちゃ何にもならないわけですよ。それで、ですから多少の歳入欠陥ができたっていいじゃないですか。やっぱり目標数字が無ければ、企業だって同じですよ。みんな目標数字を作ってやっているわけですよ。ただ、これは、絵に描いた餅、幾らやってもしょうがないと思うんですが、恐らくこの16年、合併したとき、17年ですか、合併したときと比較して、今の徴収率は落ちていると思うんですよ。その辺を踏まえて、今後、徴収率を上げるべく努力していただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 増田副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、あくまでも先ほど課長のほうが申し上げましたけれども、予算上はあくまでも安全を見て、それでこのような数値、徴収率を計上させておりますけれども、目標は、あくまでもアクションプランの数字の目標に向かってやっておりますので、その辺でご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 68ページ、定住促進奨励金交付事業が2,000万円ですが、これの細かい規定というか、これはよそから定住を目的にという事業ですが、どのような規定があるのかなど。

それと、こういったものに対する広報というのはどうするのか。ホームページ等には載ると思うんですが、市外の人に対して、どういうふうにこういうふうなものを広報していくのか、工務店なりいろんな業者があると思うんですが、そういうところにもこういったものを配布していくのか、よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、お答えいたします。

68ページの説明欄5番、このまず内訳を申し上げたいと思います。

2,000万円は、新築のためのお金として30件、中古住宅でもということで、中古住宅の購入が10件、合わせて40件掛ける50万円ということでこの金額でございます。

PRですけれども、とにかく市内ではなくて市外の方、当然ですので、ホームページ等を利用して大いにPRしたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、市外と言いましたが、例えば3か月でも4か月でも外に行っていれば、また戻ってくればこれは市内ということになってしまうんですか。いかがですか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） おっしゃるとおりであります。そういった細かいところはこれから十分詰めていきたいというふうに考えております。まだその要綱は制定していませんので、これから作っていきますというところであります。また、細かいとこ

ろが出ましたら、お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 広報のほうも、今、住宅メーカーさんとか、こういったものも旭市へと
いうことで売りになると思うんですよね。そういったものもお知らせしたらいかがなという
ふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これも委員おっしゃるとおりでございます。
そういった方も利用させていただければ、より有効にいけるんじゃないかなと思っておりま
す。ありがとうございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 関連しておりますので、60ページの14委託料、ホームページ作成委託料、
それから65ページのやはり13委託料、コンサルタント業務委託料。このホームページをなぜ、
私、この前も言っているけれども、なぜ、今、電算にかなりの金額をかけているわけですよ
ね。ですから、なぜこのぐらいのものを市でできないのか、それからコンサルタント業務委
託料というのはどういうものか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 初めに、60ページです。

この委託料、なぜできないのかというところであります。これは高橋委員から何度も言わ
れておりまして、まず全体の量が追い付かないというのが1つ例であります。それは、具体
的に申しますと、ホームページのページ数が3,000ページを超えているような状況でありま
す。それが全体の量に追い付かない。それを全部見るには追い付かないというのがまず1つ
の理由。

それから、2つ目としまして、セキュリティ対策です。作ったものを書きかえられたり
なんか、そういったことは考えられます。そういったことも考慮しまして委託してあります。

それから、もう1つは、これはおまえたちもできるんじゃないと言われるかもしれませ
んけれども、やはり見やすいホームページを作りたいということで、それにたけているとい
う業者を頼むと、こういうことの理由でございます。

それと、65ページでございます。

これは真ん中辺です。13委託料、コンサルタント業務委託料、これはITアドバイザーと言われるものであります。これはどういうものというご質問でございます。お答えいたします。

これにつきましては、電算業務というのは、日進月歩、毎日毎日が新しいものになっていくということでありまして、そういった新しい情報を入れたいということがまず1つ。

それから、2つ目としまして、予算を要求したり、見積もりをとったりということを業者から行っております。それをチェックさせるということでやっているということが2つ目です。

それから、もう一つ目はいろんな情報管理の規定等もあります。そういったもののアドバイスを受けたり、こういったことが主な内容でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ホームページが3,000ページあったって全部直すわけじゃないでしょう。部分でしょう、幾つもないわけですよ。

それから、コンサルですか。今の説明だと、はっきり言って、もう電算業務に関しては、市では全く手も足も出ない、そういう中で、なぜ、じゃ逆に2億円もかけてやるのかという問題なんです。ある程度は、市にそれなりのセクションを作る、専門家とは言わないけれども、職員をそこに採用したらやめるまでそのセクションに置く、やっぱりそういうシステムが、これからは作るのが本当じゃないんですかね。その辺、どういうふうに考えているのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員、もうずっとそのことを言われていて、それにたけている者を雇って、それをずっと勤務させて、専門のセクションを作ったらどうかということでもあります。

その辺につきましても、今、情報管理班という5人のメンバーで集中してやっているわけがあります。さらに、たけた者をということでもありますけれども、その辺は、委託と、じゃそのそういった専門のチームを作ってやらせたほうがいいのかどうか、その辺とか、もう少し具体的に説明できるようにしたいと思います。

我々は、今、委託したほうがいいのかというふうに考えているわけです。高橋委員のほうは、

いや、そうじゃなくて専門の者を入れて、最後までそのセクションでやらせろということで
すけれども、その辺のところは、また改めて説得力のあるやり方でお答えしたいと思います。
今の段階ではご理解をよろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、市役所に似たような組織と言えばこの辺では農協
ですね。農協なんかは、あれは、野菜の生産から豚の生産、それから購買品、一切合財、農
協の職員でやっているわけですよ。そうそう内容的には変わらないと思いますよ。そんな中
で、農協の電算システムから比較したら市はえらい高いんですよ。ですから、よくやはり
同じ、ほら行政だけじゃなく、そういう団体、その辺とも比較した中でやってもらったほう
がいいと思うんですよ。今の説明を聞いたって、みんな全然、市が手も足も出ないでしょう。
それが現実だと思うんですよ。ですから、その辺、いつも検討じゃなく、やっぱり早急に行
動を起こしたほうがいいと思います。

それから、もう1点、58ページの19備品購入費、車両購入費。これは車を購入ですから買
ったということだと思うんですが、なぜ、この前、公用車、たしか入れていますね。その時
は、リースのほうが、率がいいという話ですが、率がいい中で、なぜこれを購入するのか、
お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ここの270万円なんですけれども、具体的には軽自動車3台分を予
定しています。実は、各課それぞれ予算要求の段階でたくさん上がってきます。実際に動い
ている車両なんですけれども、実は、平成9年以前、少なくとも15年以上たっている車が10
台あります。それらをずっと乗らせるわけにはいかないということで、壊れた段階でうちの
ほうが一括して予算を盛って、その中でどうしても不足する分については手当てをしてい
くということで、これはそのためのものとして用意しているということでございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことじゃないんですよ。これは購入でしょう。なぜリースにし
ないのか。この前は、リースのほうが、採算がいいからということでリースにしたわけす
よ。それを今度、なぜこれをリースにしないのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） リースと購入、リースのほうが、率がいいじゃないかという話でご

ざいます。ただ、リースでそのまま1台は預けるという形ではなくて、少なくとも、今、例えば庁舎ができて上がる段階までは、車両の一元的な管理で台数を減らしていく必要があるだろう、その時に一元的な管理ができる方向で進めたいということがあって、それをにらんだ中で本当の最小限での入れ替えを考えたいと、ですからいつ借りるのかという、そういうことではなくて、今までも、この数年なんですから、実は中古車を購入していました。ですから、場合によってはそういうことも想定しながら、本当の車両の状況を見ながら、本当に必要最小限だけ入れ替えていくということで、今回はここに購入費を載せているという状況です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 車の台数とか、そういう問題じゃないんですよ。一括管理とか、その問題じゃなくて、時によっては、リースのほうが、率がいいからということで、リースで入れたわけですね。それが今度はなぜ購入するのか。リースが、率がよいということであれば、今回だって、これはリースのほうがいいわけでしょう、財政面で。そのことなんですよ。何台入れたとか、そんな問題じゃなくて、なぜその時々によって、購入になったり、リースになったりするのかということです。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 昨年その議論があったかと思います。確かに、リースであれば日々のメンテナンスはリース会社がやっていただけると。ただ、それが基本は5年ということであると。5年のその先は、今度は、リースアップということで安く借りることができる。その辺については、どちらがいいということは、確かにリース、その時点ではリースも一つのメリットがありますよということで、リースにした。ただ、こういう本当に長く使う車については、しかも中古で購入するようなことも想定した中では、リースよりも、やはり本当に安く手に入れられるものがあれば、購入することも想定したいということで、ここに予算を盛っているということですから、その根本的な議論の話になってしまうと、ここに本当に必要な、どうしてもその時点ですぐ必要ということであったときには対応できないということもありますので、今回はこういう形をさせていただいているということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに、質疑。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、ちょっとお尋ねいたします。

61ページの「がんばろう！旭」復興支援補助金、その中で説明を前にいただきまして、飯岡の夜に光をともす事業ということで1,000万円予定されているそうで、これは内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、61ページ、1ページ戻りますけれども、道の駅施設整備事業、次の62ページに調査設計委託料が組まれております。中央病院の飯岡バイパスに抜ける道の何か南側に予定されているということで、病院が近いわけで、この道の駅に病院のお客様をどう呼び込むとか、そういったことはどう考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 2点ご質問がございました。

まず初めは、63ページの「がんばろう！旭」復興支援事業であります。そのうちの19節の補助金の内容の中で、飯岡の夜に光をともすと、これは、要するに津波で街灯がもうなくなっちゃって、暗くなっちゃったなという住民の声があるわけですね。それに対しまして、LEDの街灯を増設しようと、そういった状況の1,000万円であるということであります。

それと、あとは道の駅でございます。これは、中央病院に來た方をどう呼び込むかと、こういったご質問の趣旨かと思います。この辺については、呼び込めるようにあの位置に決めたということなんですけれども、具体的には中央病院に行つてどうのこうのということではありません。場所を選ぶときに、中央病院のあそこであれば全体の地元の方がこれだけ來る。中央病院にも年間100万人來ているというその事実がありますので、それを呼び込みたいということで、具体的にどういう呼び込みをするかではなくて、あその場所を選んだときに、それが有利だということで、あその場所を選んだということで、ご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） さきの件は分かりました。了解しました。

今の中央病院の件なんですけれども、設計をもう申し込むわけでしょう。その時に、ある程度希望を言わないと、いい設計ができないと思うんですね。この辺が大事だと思うんですよ。業者はそこまで考えません。これこれこういうようなことで設計をしてもらいたいと言えば、それで考えるわけですし、先ほど高橋委員がコンピュータの話をしていました。ですから、なかなか日進月歩の時代に、どんどんコンピュータというのは高度に進んでいきますから、それはなかなか追いついていかないのは、それは分かると思うんですけれども、全く

の素人では駄目だと思うんですね。頼むほうも、ここはこんなふう到手直ししてほしいというある程度の踏み込みがないと、ニーズに合ったソフトができてこないと、それと同じで、この設計も、ただ単に中央病院のそばに造ったからそれでいいじゃなくて、その辺は、もう少し踏み込んで、ここはこうやってくれないかという指示をしながら、設計を頼まないと、いい設計は、できないんじゃないかと私は思います。

ちょっと提案なんですけれども、私たちが、もし病院に行って何がつかいという、やっぱり待ち時間だと思うんですね。中央病院は、まず一番先に診察までの待ち時間で傷められるわけですね。それで、やっと診察が終わって会計を支払う、だいぶ早くなったように思いますが、その後、今度は薬を待つわけですよ。我々は、近くですから、いやいや、薬なんか後でもいいやということで、もう金だけ払ったら、薬のでき上がるのを待たないで、ほかの仕事をしています。でき上がったころ、夕方でもとりに行けるわけですよ。ところが、これは、茨城のほうから来た人は、それがいかない。そうすると、この死ぬ時間なんですよ。死んでいるんですよ、この時間というのは。これは、皆さん、その立場になって考えれば分かると思うんですね。やっと診察が終わって、金を払って、そして今度は薬の待ち時間で待たされると、これは非常につらいと思うんです。せっかくその場所に造るんですから、例えば、もちろんやると思うんですけれども、ピストンバスを運行して、10分置き、15分置きにピストンで巡回するバスがあれば、その待ち時間、そのバスに乗って息抜きができるわけですよ。ですから、この道の駅の販売の上でもプラスになるし、これは待つ人にとってすごい息抜きになると思うんですね。どう思います、この辺。ちょっとひとまず、取りあえずお答えください。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今ご質問は2点あったかと思います。

まず、1点目は、設計をやるんだから、何も分からずに頼むんじゃなくて前段があるでしょうということが、まず1点ございました。

それは、今、建設準備委員会を毎月1回やって、この3月をもって、実施計画書なるものを作っていきます。ですので、この実施計画書を基に、設計のほうを頼むということでありますので、その辺のところはご理解をお願いしたいと思います。

それから、待ち時間、待ち時間をうまく使って、中央病院の待っている人をうまく使ってPRしろよなど、バスを使うかどうかは別にしましても、こういったことは、委員がおっし

やるように、そういったことを具体的にやっていきたいと。やっていきたいというのはこれから詰めていくんですけれども、その辺はご意見として伺いたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 中央病院に何かコーヒーが入っていますよね。何だっけ、スタバじゃなくて何だっけ、それが非常に売れていると。待ち時間が、居場所がないと思うんですね。ですから、そういった息抜きがあるともうみんな行くから、これは非常にいい施設だと思うんです。

そういったことで、ぜひその道の駅を息抜きの場所に使っていただいたら、ましてや一番価値のあるのは遠くから来た人です、帰れませんから。そうすると、遠くに来た人が買い物をするれば、これは経済にプラスになるわけですよ。地元の人があそこで野菜を買っちゃうと、ほかの商店で買っているやつをそこで買うわけですから、そんなに旭市のプラスにならないけれども、遠くから来てくれる人が買い物をするというのは、これはもう道の駅の大きなプラスにもなるし、ぜひその辺を考えてもらいたいと思います。

それと、例えばそういったようにある程度踏み込んで皆さんが考えて、それを投げかければ、例えば薬のでき上がった表、パネル、中央病院にもありますけれども、あれと同じものを初めからつける。道の駅で安心して買い物をしている間に、パネルを見ると、あっ、俺の薬はでき上がったと、じゃ、そろそろ帰るかと、そうすれば非常にいいかと思うし、道の駅にもそういった簡単に休めるところを造っておけば、買い物をしなくても、道の駅に行ってそこでお茶でも飲んでこようというそれがまた楽しみにもなる。これは、病院にもプラスになるし、非常にいいと思うんですね。

ですから、今、具体的にちょっと提案しましたけれども、こんなように、ぜひ踏み込んだ、こんなことはできないかということで踏み込んだ設計をしないと、いい設計はできないと思うんですよ。何かいつの間にかでき上がっちゃっていて、我々も完成形を後で知らされるだけですから、ぜひその辺のプロセスをしっかり踏んで、せっかくお金をかけて造る道の駅ですから、ぜひ皆さんが楽しんで買えるし、そして道の駅も大きく営業を伸ばしてプラスになるように、ぜひいい施設にしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一）　　ごもっともでございます。そういった本当に休憩する場所、食事する場所、具体的に、今、準備委員会の中で、例えば普通の建物ではなくて、この上に植物を置いてそこで食事できたらいいなとか、具体的なことが幾つか出ています。委員が今おっしゃったいい提案もあります。そういったことを総合しまして、どういうふうに持っていこうかというのは、これからやっていきたいと思いますので、本当にありがとうございます。

○委員長（木内欽市）　　ほかに質疑はございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦）　　それから、滞納の関係でお尋ねしますけれども、滞納がかなりあるわけですね。そういう中で、行革課ができてだいぶ滞納整理していると思うんですが、そこで、ここではちょっと数字は分からないでしょうけれども、滞納件数がある中で、現在どのぐらいの差し押さえとかなんとかしたのか、それからそのうちでどのぐらい結局徴収できたのか、それから例えば差し押さえしても、そのままにしておいたら何もならないわけですね。ですから、差し押さえした中でどのぐらい執行したのか。それから、結局、滞納金には利息がつくわけですね。たしか十四、五%つくと思うんですよ。それで、実際問題として滞納に対しての利息は本来なら利息先入れ法になるわけですね。それで、市はそういうのをどういうふうにしているのか。そうでないと、利息先入れですから、幾らしたって税金は回収にならないわけですね。それらをどういうふうにしているのか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市）　　議案の審査は途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

休憩　午前10時52分

再開　午前11時　0分

○委員長（木内欽市）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林　清明）　　全体での差し押さえの件数、それから換価の件数、それから延滞金をどうしているのということですが、あいにく全てをつかんでおりませんので、税のほうは税務課長のほうからお答えするようにしたいと思います。

そこで、滞納繰越分の徴収状況についてご報告いたします。

これは1月末現在ですが、市税で対前年1.06ポイントの増、国保税で1.14ポイントの増、それから後期高齢者で18.49ポイントの増、保育料で13.08ポイントの増、介護で4.55ポイントの増、農集排で8.11ポイントの増、下水道使用料で10.09ポイントの増、それから学校給食で4.91ポイントの増、放課後児童で12.31ポイントの増とほとんどの債権について滞納分の処理が進んでいるという状況であります。

あとは税務課のほうから。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、2月末現在の差し押さえ件数でございますが、件数につきましては315件でございます。そのうち換価できたものが221件でございます。金額でございますが、市税につきましてはの差し押さえの金額ですが、約4億1,000万円でございます。そのうち換価できたものが市税で3,500万円でございます。国保税に関しましては、差し押さえ額が約1億8,000万円でございます。換価につきましては1,600万円という数字でございます。

それから、利息の関係なんですけど、徴収につきましては、さまざまなケースがございます。確かに利息を後回しという形のケースもございます。それから、元金と利息を含めての償還のケースもございます。なおかつ、利息だけ残っているケースというのもございますが、利息については、減額するとか、そういう形で対応しておりませんで、きちっと残して利息を含めての対応は常にしております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 市税で、315件、4億1,000万円の差し押さえ、現金化できたのは3,500万円、1割ないわけですが、なぜこういう数字になるのか。それから、金利、そうしますと、このままいきますと金利は徴収できないで終わっちゃうのか、その辺、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 差し押さえ、確かにこういう件数なんですけれども、その中には、当然、不動産を差し押さえした場合に、それが即換金になればいいんですが、不動産の場合は、ほとんどがすぐには換金という形にはなりません。それから、預貯金でございますけれども、預貯金も、預貯金があれば、差し押さえ事務はやります。ただし、即落とすというケ

ースもございますが、やはり預貯金は差し押さえたという通知を本人に一度出しまして、それでそうした中で、別に現金を用立ててくる場合もございます。その場合には、差し押さえた預金については解除という形をとっております。それから、給与関係の差し押さえもしてございますけれども、こちらにつきましては、やはり会社のほうと旭市のほうが連携しまして、例えば2万円の月賦でいくというようなことであれば、毎月、会社のほうから2万円のほうが送金になりまして、その滞納者が、例えば100万円とか50万円とか滞納額があった場合には、要は毎月2万円とか3万円でありますので、そちらもすぐには回収は全額できないというようなことで、差し押さえの金額と換価の金額の差がどうしてもそういう形で生まれてしまいます。

それから、利息なんですけれども、こちらにつきましては、残るというケース、先ほど言いましたように利息だけ残ってうちのほうと分割で納めている方も確かにございます。ですから、先ほど言いましたようにさまざまなケースがございますが、利息については常にそのまま対応していくということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、この給与等につきましては、生活費、この問題がありますから、全額、これは差し押さえできないと思うんですが、ただ、あまりにもこの差し押さえと、結局、換価できた、回収できた金額の差があるわけでございますが、このままやっていきますとさらに滞納金額が増えると思うんですよ。増えた場合、結局、納税者にも、かなり今度、利息、その面でも負担をかけると思うんですけれども、やはりそういうことを考えていけば、なるべく早く、傷の浅いうちに市として滞納整理に当たるべきが本当だと思うんですよ。そのためには、やはりもう滞納、例えば1年なら1年という中で、1年を過ぎたものは全部差し押さえ処分でも何でもすると、そういうふうにやらないとだんだん増えちゃうと思うんですね。それで、ほら、みんな、課長さん方も、もう二、三年したら異動だから、なるべく自分はそういう悪い人になりたくないからやらないという面も出ると思いますので、もうやはり市として、そこである程度年限を切った中でやっていくのが本当だと思います。その辺、十分検討してもらいたいと思います。

○委員長（木内欽市） 答弁は。

○委員（高橋利彦） いいです。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、お伺いします。

災害対策費、210ページ、津波避難施設整備工事ということで予算が組まれております。実は、11日の追悼式の帰りに、飯岡の避難タワーがある程度できておりますので、ちょっと見させていただきました。いろいろと工夫をしまして、なかなかよくできているなと思いました。階段ではなくて、ずっと車椅子でも上がれるように、ずっとらせん式になっていまして、非常に、ああ、いいなと、思ったよりいいなというのが実感でございます。

ただし、これをどう防ぐか。何も囲いがなかった場合には、あそこは大変などうなるか分からない。例えば、暴走族なんかオートバイで上りたいよね、あそこは何もなかったら。きっと何か塞ぐ形になるんでしょうけれども、そうするとその辺の造り方をどうするのか、ちょっと考えているのか。何か物が津波で流れてきたときに、あまり頑丈に造るとそこにがちっととまって塔が壊されるということで、一番外側は、強い衝撃が当たると、手すりごとれるようにちゃんとできているんだそうです。ですから、やり方によっては、あそこは転落することもあるかもしれないし、その辺が心配だなと思って、考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） その辺が、細かい部分までこれからどの程度できるかというのが、これからの対策もありますが、造っている。今、基本的なものは、年中、上がれないようにする方法をまずはやろうかと思っています。ですから、災害の時には、例えば入り口のある程度上がった部分に、固定の蹴っていかないととれないような方法のものを取り付ける、そんなことは、まず今、想定しています。よく例えばアパートの2階のベランダで、隣のうちの間にこんな敷居があるみたいなものなんですけど、ふだんとストップになって、それは災害のときは、もうぶっ飛んでいってどんと蹴って入ってもらって、そんな方法を今考えています。あとは、ふだんの例えば暴走族の関係だとか、人が寄ったとき入ったら光を照らすだとか、そんなセキュリティー面、どの程度いけるかはこれからになります。

以上です。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） その辺が、拝見させていただいてどうやるのかなと。団地なんかの場合には、プラスチックみたいなやつで、蹴ると割れて隣に行けるようになっているのかな。そ

うすると、今度、いざ年寄りが来て、車椅子で入るときこれはどうなのかなと思うし、ある程度、蹴破る訓練もさせて、地元の人を集めてやらなくちゃならないし、何かその辺が非常に難しいなと思っています。ひとつその辺はよく考えて、造ったはいいけれども、今度いざ鎌倉のときに使えなくちゃしょうがないわけですから、簡単に破れると、これは、悪いやつがいて年中壊されるということになるし、それともう1点、浜辺に近いところに造られるわけですから、やっぱりさびの面、その辺も非常によく考えていて、塔の上のほうのパイプは何か腐食しない金属で造ってあるそうです。よくできているなと思ったけれども、でも基本的なものは、あれはどぶづけの鉄材ですから、やっぱりあれだけ浜に近いと、恐らくもう5年やどのぐらいか、5年、49年ですか、49年はもたないな。これは、これで手直しのお金も随分これからかかっていくなというのを私、実感しました。今、新しく今度2基建設をされるという予定ですが、だからいろんなことを考えて、やっぱり盛り土にしてやるのもまた手かなと。

この間、市長の答弁では、1,000人避難できる場所を造るんだという話はちらっと言ったと思うんですね、何億円という話。そんなでかいのじゃなくて、小さいのを点々と造ったほうが、価値があると思うんですね。海岸線に、横に逃げていく暇があったら、やっぱり遠く縦に高さを求めて逃げなくちゃいけないのに、浜辺に1,000人乗れる盛り土を造って横に逃げていくというのは、こんなもったいないことはないと思うんで、その辺、ぜひあまり頭を固定しないで、地元の人が使いやすい、それから1,000年に1回の災害に備えるわけですよ。今、避難タワーは50年と言いました。私は50年もたないと思うんですけれども、50年もったとしても1,000年たつには20回建て直さなくちゃならないわけで、その辺の費用も莫大だなと思うし、ぜひその辺、ちょっと頭を絞っていただいて、いい安全な施設を造ってほしいと思います、じゃその辺一言。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） いろいろご心配、提案、ありがとうございます。

まず、その避難タワー、まず早急にできるものということで、まず24年度予算で2つ、それと25年、今回の予算でもう2つを計上させていただいております。市長は本会議で1,000人のお話をしたかと思います。それについて、やはりある程度の規模があって、それは、海辺沿い、今の位置、まだ場所も何もまだ決まっていない状態なんです、今の避難タワーの海からあの距離ではなくて、もうちょっと遠く、例えば車で逃げて、もちろん北へ逃げるでしょう。そうしますと、車で逃げてもオーケーな場合を考えて、ある程度1,000人、天井に、

台の上に乗れるもの、どうせ造るならそのぐらいのものを造ろうよと、そういう意識で話しています。ですから、タワーもそう、ビルもそう、その丘も、みんないろんな場面でいろんな使い方があるものが欲しいんですが、まずはできるものから順番にいろんな準備をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げたところでございますが、改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額は3億1,400万円を加えたその後の規模ということで296億300万円となっております。

各事業内容につきましては、本会議においてご説明したとおりでございますが、今回の補正予算では、4つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その基金に係る24年度末の現在高見込み等について申し上げたいと思います。

1点目は予算書の13ページになります。

17款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、現計予算では2億3,799万9,000円を取り崩す予定でございました。今回これを全て減額いたしまして、取り崩しをしないこととしております。これにより、24年度末の財政調整基金の残高は38億5,182万1,000円となる見込みでございます。

2点目は、その下の2目の災害復興基金繰入金で1,875万4,000円の繰り入れ、これは取り崩しでございますが、それを減額するもので、充当を予定していた農業集落排水事業の執行残、額が決定したことによってその執行残によるもの、同じく災害復興基金の積立金でございますが、これは歳出のほうの16ページになります。中ほどの2款1項4目財政管理費の説明欄の1番、災害復興基金積立金ということで、一般寄附金の受領見込み、これを加えるもの、これら取り崩しの減、それから積み立ての増によりまして、24年度末の災害復興基金残高は7億8,200万円余りになる見込みです。

同じく説明欄の２番、東日本大震災復興交付金基金積立金は３億１,５４１万６,０００円の計上でございます。飯岡中学校改築事業に係る復興交付金の交付決定額を積み立てるもので、２４年度末の基金残高は６億１,４５９万円となります。

少し上に戻りまして、１目の一般管理費の庁舎整備基金積立金、これは昨年に引き続きまして３億円を計上いたしました。２４年度末の基金残高は約１２億円となります。

これら基金のほか、一般会計所管の１３基金の合計でございますが、全体として１００億６,４８５万円余りとなる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第９号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第２１号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第２１号につきましては、国のほうの地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この公布に基づきまして設定するものでございまして、本会議で内容についてはご説明したとおりでございますので、改めてここでは補足はございません。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第２１号の質疑を終わります。

続いて、議案第２５号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） これも、本会議でご説明したとおりでございまして、同じく一括法の施行に伴いまして一部改正を行うということでございますので、本会議でご説明したとおりということでご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 議案第２５号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） これは本会議で説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 議案第32号について、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、本会議の補足プラス本日若干それに追加して説明させていただきます。

この条例は、職員派遣の適正化や職員の身分取り扱い等の明確化を目的とした公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、いわゆる派遣法に基づいて運用されているものであります。その派遣法第6条で、本来派遣職員の給料は、派遣元の市は支給しないとされておりますが、そのただし書きにおいて、派遣先の公益的法人の業務が市の事務事業と密接に関連している業務の場合は、例外として条例で定めるところにより、市が直接その給与を支給できる、そのようなことになっております。

現在、市では公益的法人であります社会福祉協議会とシルバー人材センターに職員を派遣しておりますが、その人件費については、現況、市からの給与支給ではなく、派遣先団体の財政事情等を考慮して、派遣職員の給与相当額を運営費補助金に含め支給しております。

この方法ですが、派遣法で、派遣職員の人件費を補助金で、支出することを直接に禁止しているものではございませんが、例外的に給与支給を認めているその法の趣旨が無意義になってしまうため、これは好ましい状態ではないということにされております。これまでの派遣職員の給与相当額を運営費補助金で、支給する方法を取りやめまして、派遣職員の給与については、本条例に基づいて支給するため、今回その所要の改正をするものでございます。具体的な改正につきましては、派遣職員に対し、市から支給できる給与の種類について、現行では、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、このような条例は整備しておりますが、そこに足りないもの、支給の一体性を図るために、これに、通勤手当、特殊勤務手当等の11手当を加え、一般の職員と同様の給与内容にする、そのような改正になっております。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第33号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これは、今までは人件費分を補助金として出していたけれども、これからは市でその人件費は払うと、こういうことだと思うんですが、そこで市と密接な関係と言いますけれども、例えばシルバー人材センターあたりが、具体的にはどういう密接な市の事業なのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） シルバー人材センターの設立の趣旨でございますが、その中で、老人と言ったら失礼でしょうか、シルバー世代の生きがい対策、それから生活費を得る部分もございます。これから超高齢者社会でしょうか、その辺に向かっているところが、かなり大きな意義があるものとして、かなりどこでも、国なり地方公共団体が支援して立ち上げてやっている事業でございます。その辺、例えば市の一部分でやってもいいじゃないかという、そういう判断がある中で、それを公益的法人に任せている仕事なもので、かなり密接な関係というふうに私どものほうは捉えております、ひとつ。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、市でやってもいいといいますか、実質、事業運営なんかも、全部、会長もいますし、あそこの職員がやっているわけですよ。それをあえて市から職員が行ってどういう、じゃ逆にどういう仕事をしているのか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 現在、市の派遣職員ですが、全体の事務、運営といいますか、その部分、総体的に予算を作ったりとか、会長その他役員が、全体方針、運営方針を決めるためのもと作り、それから日々の運営の補助、そのような対応をしております。これから先は、だんだんその辺は、人材センターのほうで自主的にそういう方を雇っていただけるとか、そういう方向性にはなつてこようと思いますが、まだまだ市の職員の派遣の部分が必要だと判断しております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 会長がいて、会長がかなりやっています。それから、プロパーみたいな職員もいるわけですよ。ですから、市の職員がやる部分はほとんどないということで、私は聞いているんですよ。今であれば、市の職員、これは公務員を減らすわけにいかないから、結局、公務員減らしの一翼を担っているようなものなんですよ。むしろ私とすれば、こういうところから引き揚げたほうが、むしろ人材センターなんかもやりいいと思うんですが、今後どういうふうに考えているんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 今、派遣している職員は、事務局長として1人、ご存じのとおり派遣しております。運營業務を総括という立場でっております。このシルバー人材センターにつきましては、今、行革の一貫でっております事務事業評価の中でも、これからのあり方、今いろいろ内容を精査し、協議しているところです。先々の方向性としては、市の職員を派遣じゃなくて、そのプロパーの方にやってもらうとか、そんな方向性は出ております。それがいつからということは、ここでまだまだ明言できる状態ではございませんが、方向性は、考え方は一緒かなと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 議案第34号につきましては、本会議において説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これは滝郷診療所の医師の関係だと思うんですが、最初の保険年金課長の説明では、ここに着任する医師は、1日は東庄病院へ行くと、あとは滝郷診療所に勤めるという中で、1日分については東庄病院から給料をもらうと、そういう中で、あとは市の正職員になった中で、その1日分を引いた給料は払うということですね。

それで、総務課長、そんな中で、ただこれにつきましては、1日につきましては、市長が、特に認めた場合が該当するということでございますが、給与の支払い方法、それから東庄か

らどういうふうに給料をもらっているか、その辺、詳細に説明を願った中で、市長が特に認めた場合というのはどういうことなのか、詳しく説明をいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 前段、高橋委員のお話にありましたとおり、5日のうち4日、こちらへ勤めて、そういう形で間違いございません。

給与の支払いですが、こちらへ勤務分の給料を支払う、そういうことになります。給料表の張り付けは、中央病院の医療職の位置と同じ給料表を使いまして、今回それを設定したものです。その金額等は中央病院の同年の院長補佐等々と同額の設定でございます。一般職の職員の普通の給料の払い方になります。

それから、東庄病院のそちらからの支払い方法につきましては、こちら、市のほうは、全くその部分については関与しておりません。ですから、どのような方法でどのくらいというのは把握しておりません。

職務専念義務でございますが、1日、他の病院に行くということですが、それにつきましては、まず職務に専念する義務の特例に関する条例、まずこれが基本的に市でございます。ご存じのとおりでございます。こちらで、その条例の2条第3号の中で、市長が特に必要と認めて定めた場合、まず条例のこちらを該当させます。

追っかけまして、規則のほうで、同じ職務に専念する義務の特例に関する規則、この中で、この条例に規定する市長が特に必要と認める場合は、各号に掲げるとおりとする、これが2条でございます。その中で1号から11号までありますが、11号、一番下の号に、こちらで任命権者が特に必要と認めて許可した場合、こちらの両方を使いまして、職務免除を行う、そういう対応でございます。

必要な事項は市長が別に定める、そちらを使いますが、これは、この場合ですが、この職免を与えても、本来業務が達成できる、業務に影響がない、また職免のときは、無給でありますので、診療所は損失を伴っておりません。この辺も、給料支給の適切性もあると思います。その辺のことから判断しまして、市長は、職務免除、本人の申請に基づいて職務免除を与える、このような形で対応いたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、1日分の給料は、給料といいますか、日当といいますか、

それは市では全然分からないということですが、これは東庄と連絡をとってあるんですか。無料なんですか。当然その辺は、市は把握していると思います。それで、もらっていた場合は、これは兼職兼業にならないんですかね。

それと、あとは市長が認めた場合ということですが、具体的にはどういうことを認めたんですか、この規則にありますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） まず、東庄病院と市側で連絡をというお話ですが、その辺は、私どものほうと東庄病院、直接具体的なものはとっておりません。

医師確保について、担当課でだいぶ前から進めておりまして、最終的に先生が、方向性として、今、勤めているところからこちらへ来てくれる、その辺のお話が出たときから、給与のトータルの額だとか、そういう条件整備といいますか、その辺の先生とのお話も始まったようです。そのたびに私のほうも、どういう形での給料の支払いはどうするのという、そういう報告を受けまして、こういう形を進めてきたわけです。

実際、東庄病院からの給料は本人がもらう、この辺は、先生との交渉の中で担当課のほうが付いているところです。その部分については、本人が東庄のほうと契約するということで、こちらは、その部分については、幾ら幾ら、どうなのという関与はしないということで来ております。

さて、前段、最初の質問の中で、例えばそこで兼業じゃないのという疑念だと思います、まずはほかからお金をもらっちゃってということで。その部分につきましては、地方公務員が営利企業等の従事制限、こういうのがございますが、まず基本的に一番もとは、報酬をもらって営利企業に従事してはならないというものがございますが、例外規定の中に、当該職員の占めている職と営利企業等の間に特別の利害関係がない、それとまたその発生のおそれがない、かつその企業に従事しても職務の遂行に支障がない、それが認められる場合に限って営利企業等に従事しても差し支えない、それは、その営利企業に従事する方が、任命権者のほうに、こういう形で私、勤めますよと申請を受けまして、その任命権者、ここで言う市長、市長が、その部分、いわゆる兼業じゃないのに当たる部分は、市長がまず許可をします。それで、営利企業に従事、まずはその部分はクリアできる。次に、その後、その後というか同時にならぬでしょうか、職免の申請をいただいて、1日の職免を与える、そんな形になっております。この部分については問題ないものと考えております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） まず、そういうことが分かっている中で、なぜ東庄病院と話を全然していないのか。それから、本来業務に影響がないということでございますが、通常の勤務というのは5日でしょう。それを4日にするということは、市が独断で認めたことでしょうか。

それから、同じような業務だから影響がないということですが、たしかそうかもしれませんよ。しかし、そういうことであれば、じゃこの中の職員、例えば一番いいのは消防ですか、消防は警備会社と関連がありますから、例えば消防の職員がそれを申請したら、それは市で認めるんですか。やはり条例というのは、全般の職員に全てかかわることなんですよ。その辺、どういうふうに思いますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） まず、営利企業の従事の関係ですが、何でもということではございません。社会通念上これはいいだろうというのが大きな判断だと思います。国の国家公務員の場合もそのような場合にそういう許可をしている。それに基づいて、私のほうも判断しております。例えば、今、消防職員の話が出ましたが、それとだいぶ重さというか、違うかなと思います。

それと、一つの方法として、ご本人との交渉の中ですが、1日、まずはスキルアップのためにそういう時間が欲しい、そういう話が一番最初あったようです。その時点で、どこどこ病院という話は直には出てこなかったようです。1日の分は、例えば医師の場合、そういう形をとるのが一般的だと、全体でもそういう話がありました。1日分はスキルアップのための時間というお話もございました。結果的に、今まで勤めたのは東庄病院でございます。その辺のそちらをやめてこちらへという流れの中で、どうしてもその1日というのが結果的に残ったのかなと思います。

まず、とにかく恒常的にお医者さんをうちへ獲得するのが一番の命題でございましたので、その交渉する段階で先生の意向をかなり伺っております。先生の意向の中でも、向こうの病院側からの何らかのお話もあったかと思えます。

方法論として、うちで、そのまま、丸々5日のそのまま契約で勤めてもらって給与を払って、その1日分をあちらの病院と契約して、委託金を払う、そんな方法も一つの例としては考えました。それかこの方法、どちらかということを考えてやってきました。その辺も、本人との交渉の中で、やはり負担金の方じゃなくてという意向もございましたので、結果と

してこういう形で問題ないというふうに進めたものです。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、今、話を聞いていますと、国も、こういう場合、許可しているという国は、どういう業種というんですか、職種で許可しているのか。

それから、重さが違うということですが、結局、職員なら重さは全部同じでしょう。医者であろうと何であろうと、一般職だって同じだと思うんですよ。

それから、スキルアップということですが、大学病院とかなんとかへ研修に行くのは、これはスキルアップですよ。東庄病院で、何でスキルアップなんですか、同じ類いでしょう。

それから、週に4日は、医師は一般的という話ですが、じゃ中央病院の医師はみんな4日勤務なんですか。

その4点、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、ただいまの件でございますが、まず当初、いわゆる滝郷病院の医者の確保の件で今の先生と交渉を始めた時点で、先生のほうの条件が、まず現状の中で1日だけでも、いわゆる勉強のために東庄病院の勤務は認められるのかということだったわけですね。その中で、じゃその1日分をどういう扱いにしたらいいのかという中で、内部の中で検討しまして、先ほど総務課長が申しましたけれども、いわゆる地公法で定めているまず職務専念義務の免除、これに該当すると。じゃ、それで職免については、いわゆるその長が認めれば、これはできるわけですね。それで、その中でまた、あとは市の職員の研修規程というのがございます。こういう中で、いわゆる職務に密接な関係のある知識技能、そういうものの取得の際には研修に出すことができるよと、こういうこともできるわけですね。とにかく、一応1日分については、先生の条件もあったので、医者を確保するためには、やはり結果としてこういうふうになりましたけれども、そういう条件を出されたもので、いわゆる法には触れないと、そういうことで理解していただきたいと思います。

それと、もう一つは、今現在、東庄病院で、いわゆる報酬を得ております。そういう中で、そのぐらいの報酬は、いわゆる同程度のものを保障していただきたいと、こういうのも条件でございました。それで、一応、先ほど言った1日分幾らぐらいになるという金額、その金額も、一応、先生のほうの概算は聞いております。ですから、そういうものを除いた中で、1日分は職免ですから、給料は、旭市のほうでは払わないで、後で4月以降、今度、東庄と

先生のほうで、いわゆる契約というんですか、契約と言うとおかしいか、そういう協定みたいなものを結んで、それでやっていくようでございます。

今の中央病院のほうでも週に4日間というようなことが出ましたけれども、一応、中では、前に滝郷へ病院から派遣してもらっていました。その時も、あれを1日の人もいれば、半日の人もいました。そういうケースもございます。

とにかく医者を確保するためのいわゆるこういう条件の中で話し合いした中ですから、とにかく一応ご理解をいただきたいと切にお願いします。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 苦肉の策だと思うんですが、やはり行政というのは、汽車の線路と同じ真っすぐ、横道にそれることはできないと思うんですよ。これじゃ、じゃほかの職員が、じゃそういうふうに許可してくれと言ったら、果たして市でするんですかね。

それと、中央病院は、じゃそれを聞いたら、今度、中央病院の医者の方、じゃ今度あそこもこうだからやってくれということになっちゃうでしょう。

あくまでも苦肉の策、それならなぜ市の職員として採用して、東庄へは1日出していいでしょうよ。出して、それでその1日分、市がもらえば、これが一番すっきりじゃないんですか。これでは、あまりにもやりたい放題なんですよね。そう思いませんか、総務課長。

やっぱりちゃんと条例もある、何もある、そこで市長の云々、これではまるっきり市長の権限、もう市長の権限というのは、もうがらがらぼんで何でもできるということになっちゃうでしょうよ。どう思いますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） 今、好き放題という言葉も出ましたけれども、決してそのようなことでやっているわけではございません。

それと、今、高橋委員が一つの例を申しました。要するに、全部、旭市のほうで全額払って、それで東庄へ派遣した分は、要するに東庄から、直接、市のほうへ入れてもらおうと、こういう方法もございます。ただ、そうなりますと、本給、等級をだいぶ上へ上げなきゃならなくなっちゃうんですよ。

そういうこともあったもので、じゃ職免扱いにして、じゃ直接その分は東庄からもらって

もらうと、そういうような形をとらせていただきましたので、ご理解のほう、よろしく願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうした場合は等級が上がっちゃうということなんですが、じゃ何で、安い給料で医者が今度はここへ赴任するのかということなんですよ。そうでしょう。東庄の基準でやったらと、あとは言っても同じだからいい、しょうがないからいいです。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続いて、議案第45号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議案内容につきましては、本会議で説明したとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第45号、新市建設計画の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) それでは、資料を1枚、A4の横長の資料がありますのでご覧いただきたいと思います。

これは今年度の国の交付金の配分の状況であります。ここに第5回申請分とありますけれども、これは国の受け付けの回数のことでありまして、旭市としては3回目ということになります。1月29日に申請しまして、3月8日配分された、その結果の報告でございます。

申請したのは1から4の事業でございます。1つ目は避難タワーの建設、2つ目は避難案内等の標識の関係、それから3、4は避難道路の関係、配分につきましては、残念ながら避難道路については配分されませんでしたということであります。

ただ、国は、今回は配分しませんでしたけれども、これから協議していきましようということですので、これから協議し、申請する予定としております。

以上でございます。

○委員長(木内欽市) 総務課長。

○総務課長(加瀬寿一) それでは、1点ご報告申し上げます。

千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金の減免基準額の引き下げが決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この件につきましては、旭市長より昨年3月1日に要望書を、また市議会より3月22日に

意見書をそれぞれ千葉縣市町村総合事務組合に議会よりも提出していただいた件でございます。

市としては、これまでの減免基準額、負担金と退職金のその累計収支差、その減免基準額を76億円、早急な実現をと考え、70億円に引き下げよう要望していたところではありますが、組合議会としては、退職手当制度検討委員会から減免適用額を60億円に引き下げるという答申を受けまして、結果、減免適用額を60億円に引き下げることが25年2月25日に決定したものです。累計収支差60億円が出た部分について、次の年の減免対象ということになります。

これに伴いまして、旭市として平成25年度に納付する一般負担金が大幅に減額される、こういう見込みになったものでございます。

現時点で、24年度末の累計収支差、まだ確定ではございませんので、25年度の実質的な減免額、まだ計算できておりません。ただ、23年度末の同額の累計収支差とした場合で、おおよそ減免額が13億8,800万円、結果として納付額が4億7,000万円、そんな試算上のこれは報告です。

以上です。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長、手短にお願いします。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課からは平成24年度に実施した事務事業評価結果の概要についてご報告申し上げます。

24年度は、22年、23年の試行に代わりまして、実施要綱を定め、本格実施としたところでございますが、評価手法についてそれぞれの事務事業をよりよくしていくこと、これを基本といたしまして、改革・改善を着実に進めるため、現状把握をしっかり行った上で、見直しをしてまいりました。

結果として、評価といっても、いいとか悪いとかの評価ではなくて、どう変えていこうかということを経験性として示したものであります。

対象とした121事業の評価結果を改革・改善により、コストや成果をどう変化させていくかの方向性で集計したもので申しますと、コストを削減しながら、成果を向上させていこうというものが21、コスト削減で成果維持、これが30、コスト削減で成果が低下するのやむを得ないとしたものが2、それからコスト維持、成果向上が37、コスト維持で成果も維持、これが14、コストも増加するけれども、成果を向上させていくんだというものが12、廃止・休止させようというものが5という数になっております。

これらの評価結果を25年予算にどう反映するかということが重要になるわけですが、一部

については反映ができたというふうに考えております。事業によっては、比較した年度の特
殊事情等もあり、単純な比較は難しいのですが、全121事業の合計を平成24年度と比較しま
すと、事業費ベースでは2,851万円の減、一般財源ベースでは688万円の増となっております。
これにつきましては、25年度から政策として子ども医療費助成事業の対象を拡大したこと、
これによりまして、この事業1つだけで、事業費ベースで8,938万円、一般財源ベースで
7,142万円、これが増額しているもので、この増額分を除きますと、事業費ベースで1億
1,789万円、一般財源ベースで6,454万円の減となります。今後も、評価結果に基づく改革・
改善案の具体化に努めるとともに、事務事業の見直しや予算への反映を通じまして、市の行
政運営の改善に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては、今、ホームページで発表の準備をしておりますので、それをご覧い
ただければと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） このたびの消防職員により引き起こしました不祥事の事案につきまし
ては、市民の皆様に対し信頼を損なう行為であり、深くおわび申し上げます。

事案内容であります。消防署中隊長消防指令、49歳、男性職員が、消防本部内において
長期にわたり他部署の女性職員に対し、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント
行為を繰り返し、精神的苦痛を与えたものであります。

処分内容については、行為者は停職3か月の懲戒処分、また職員の違反行為について管理
監督者としての指導監督に適正を欠いた行為は、地方公務員法第29条第1項第2号の懲戒事
由に該当するものとして、私をはじめ、消防署長を戒告に、消防署副署長を文書訓告の処分
としたものであります。

今後、このようなことが二度と発生することがないように、全職員の綱紀粛正を徹底してま
いる所存であります。申し訳ございません。

○委員長（木内欽市） 所管課の報告は終わりました。

所管事項の報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 防災総合推進事業の中に、避難案内表示等々ということで予算が盛られ
ております。今現在、南北道路に対しての表示がちょっと少ないんじゃないかという声もあ
るんですけれども、それと、あと津波の到達地点の表示をつけていただきたいという要望も

あるわけですが、その辺のところはどのように考えているか、お聞きします。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、お答えいたします。

東西線、飯岡片貝線までをほぼ上限、これは10メートル津波を想定してのものです。それと上に行きますと公共施設、そちらに約300基、標高板をつけました。今年度、25年度はそれを追っかけて、これから北へ上がる道路、ずっと飯岡から旭市の外れまで、その12本を避難路に指定する予定です。その避難路に指定して、そちらに追加で標示板をというふうな予定であります。

それと、前回の3.11の津波の標示高の関係ですが、今のところ5か所、人が集まる場所5か所に、記録に残るもの、記憶に残るものということで5か所を想定しております。その他の部分については、これからどうしていくかという検討事項であります。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ただいま消防署員の不祥事の問題、説明がありましたが、長期にわたりというお話であったわけですが、なぜそんなに長期間そういう問題が発覚しなかったのか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 当初は、よく調べてみましたところ、髪型をからかったり、あとお菓子とか、そういうものを休憩時間ですけれども、もちろん無理に食べさせたりとか、そういう何か稚拙といいますか、そういう悪ふざけみたいな感じのものであったということでありました。それ以降、いわゆるハラスメントが、エスカレートしてきたというのが昨年の7月ぐらいからで、女性のほうも、隔日勤務でありますので、毎日ということではないんですけれども、それである程度エスカレートしてきて、我慢の限界に達したということで、2月22日、所長を通じまして私のところへ訴えが参りました。それで、事実関係を確認して今回の処分になりました。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても、組織というのは、よく臭いものにはふたというようにことが往々に起こるわけですよ。ですから、そういうことは、なるべく早急に把握して、これからは解決すべきだと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 以前から指摘していますように、旭市というのはハラスメント体質が根付いていまして、それを改善するにはある程度年数がかかります。今は、今回、出ましたけれども、表に出ていない事例もありますし、加害者というのは、必ずしも課長、主幹だけじゃないんですね。ですから、教育委員会も含めて、全職員、きちっと臨時職員も含めて研修したほうがいいと思います。そうしないと、いつまでたっても同じ問題は繰り返すし、表にまた出てくる可能性は十分あると思っています。

これは要望です。答弁はいりません。

○委員長（木内欽市） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（木内欽市） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 8分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市